

第5期

富士宮市地域福祉推進計画（案）
(期間 令和8年4月～令和13年3月)

富士宮市 地域福祉推進計画

目次

第1部 富士宮市地域福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	2
4 策定体制	3
第2章 富士宮市の状況	4
1 統計からみる富士宮市の現状	4
2 富士宮市の地域福祉を取り巻く課題の整理	16
3 第4期計画の評価	34
第3章 計画の基本理念と基本目標	36
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 計画の体系図	37
第4章 施策の展開	38
基本目標1 地域で支え合える人づくり	38
基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり	41
基本目標3 安心していきいきと生活できる場づくり	44
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	47
1 計画の目的	47
2 重層的支援体制整備事業の概要	48
3 計画の位置づけ	50
4 計画の期間	50
5 事業評価（令和6年度・7年度の評価）	51
6 事業の実施体制及び実施内容	53
第6章 成年後見制度利用促進基本計画（案）	59
1 現状と課題	59
2 具体的な取組	61
3 評価指標及び評価方法	65
第7章 計画の推進体制	66
1 計画の周知	66
2 計画の推進体制と管理・評価	66
3 富士宮市が目指す『地域共生社会』のイメージ図	67

第2部 地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画策定の趣旨	69
2 計画の期間・評価	69
3 これまでの活動計画のあゆみ	70
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	71
5 体系図	73
6 地域福祉活動計画の見方について	74
7 計画	75
8 アンケートから見えた課題と事業展開	81

第1部 富士宮市地域福祉計画

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化及び産業構造の変化が進む中で、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助の力が弱まり、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった分野ごとの対応だけでは解決が難しい、新たな課題が数多く生じています。加えて、自然災害や感染症などによる脅威や不安も高まっています。コロナ禍により、経済的な困窮や社会参加の機会の減少の問題も、より深刻なものとなりました。

地域福祉の充実と推進が、これまで以上に重要性を増す中、8050問題やダブルケアなど多様化する福祉の課題に対応するためにも、地域づくりの基盤を整え、人と地域が互いに理解し支え合う関係を広げていくことが求められています。

国においては、社会福祉法の改正によって、地域福祉の推進に関する「地域生活課題」が明確に定義されました。これに伴い、市町村は地域住民や関係機関と協働し、包括的な支援体制づくりに取り組んでいくことになりました。こうした体制を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的な支援体制に努めているところです。

このような背景を踏まえ、社会情勢や制度の変化に対応するため、本市で令和4年3月に策定した「第4期富士宮市地域福祉計画・第4期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画」が令和7年度に終了することから、新たに「第5期富士宮市地域福祉計画・第5期富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2 計画の期間

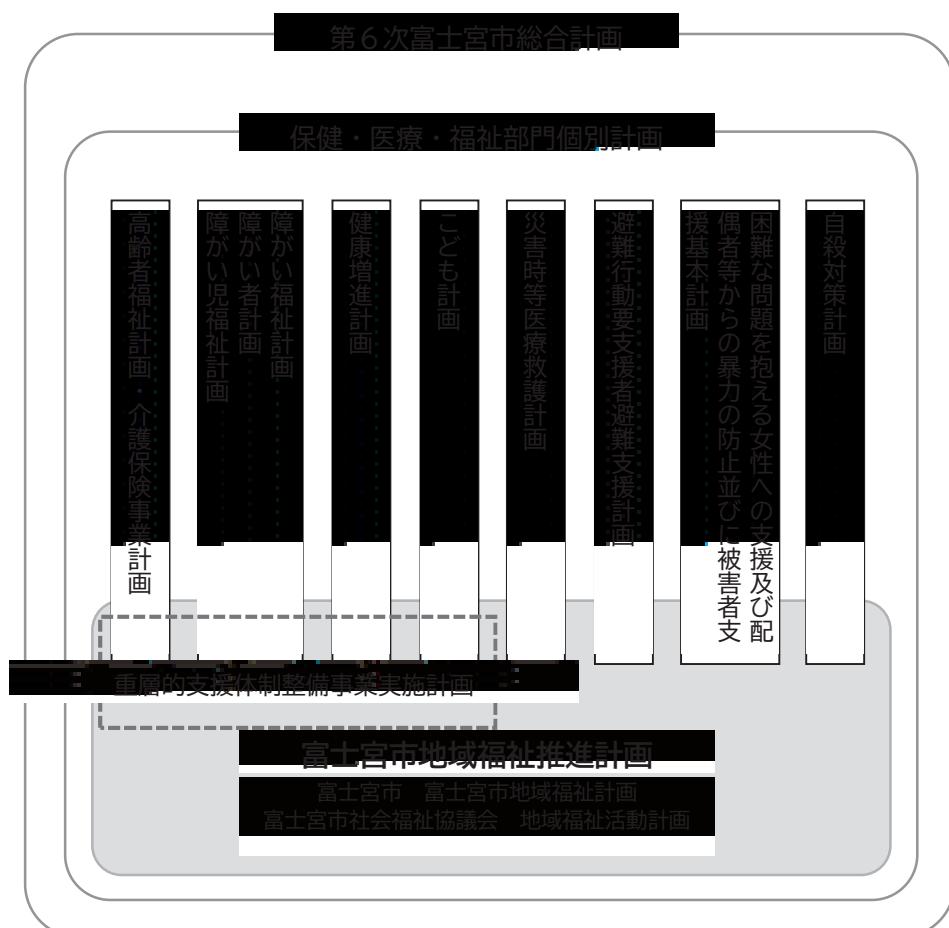
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより計画の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても改定や変更を行うものとします。

3 計画の位置付け

第5期富士宮市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域共生社会の実現のため、市の地域福祉施策の方向性を示す計画です。本計画は、富士宮市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであり、「富士宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「富士宮市障がい者計画」、「富士宮市こども計画」、などの関連する個別計画との整合するように策定します。なお、この計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画を兼ねるとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による改正後の社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を包含します。

また、地域福祉活動の中心となる、富士宮市社会福祉協議会の富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的に策定し、相互連携を図ります。



4 策定体制

市民の代表からなる「地域福祉計画策定専門委員会」と社会福祉協議会関係者で構成された「地域福祉活動計画策定・推進委員会」の合同会議による検討・協議を重ね、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会に諮り策定しました。

計画の策定に当たり、市民アンケート及び市内の各相談支援機関へのヒアリング調査を実施しニーズや意見等を調査しました。また、計画に市民の意見を反映させるため、令和8年●月にパブリック・コメントを実施しました。

【地域福祉に関する市民アンケートの概要】

地域：富士宮市全域

対象者：市内の18歳以上の方から1,000人を無作為抽出

期間：令和7年5月28日から令和7年6月20日まで

方法：郵送による配布・回収及びWEB調査

回収結果：522人（回収率52.2%）

【相談支援機関へのヒアリングの概要】

対象機関：地域包括支援センター

基幹相談支援センター

障がい者相談支援事業所

生活困窮者自立相談支援事業所

こども家庭センター

青少年相談センター

富士宮市立病院地域医療連携室

期間：令和7年7月29日から令和7年8月5日まで

第2章

富士宮市の状況

1 統計からみる富士宮市の現状

①人口の推移と人口構成

富士宮市の総人口は、緩やかな減少を続けていますが、65歳以上の人口は増え続けており、高齢化率は3人に1人が高齢者である状況です。

静岡県の高齢化率と比較すると、同程度で推移していますが、国の高齢化率と比較すると高くなっています。

人口構造の推移

単位：人、%

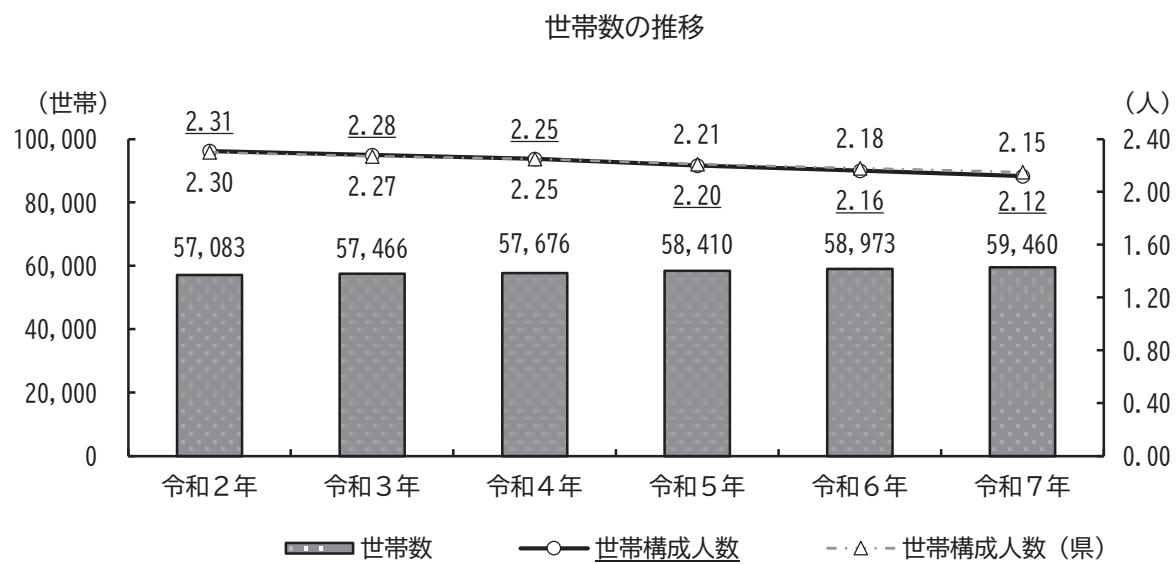
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	131,853	130,811	129,654	128,706	127,558	126,349
年少 (0~14歳)	16,362	15,828	15,239	14,645	14,044	13,378
生産人口 (15~64歳)	77,258	76,254	75,316	74,879	74,270	73,704
老齢人口 (65歳以上)	38,233	38,729	39,099	39,182	39,244	39,267
高齢化率	29.0	29.6	30.2	30.4	30.8	31.1
高齢化率(県)	29.8	30.2	30.5	30.7	31.0	
高齢化率(国)	28.8	28.9	29.0	29.1	29.3	

資料：住民基本台帳（4月1日現在）、（県）静岡県HP、（国）高齢社会白書（10月1日現在）



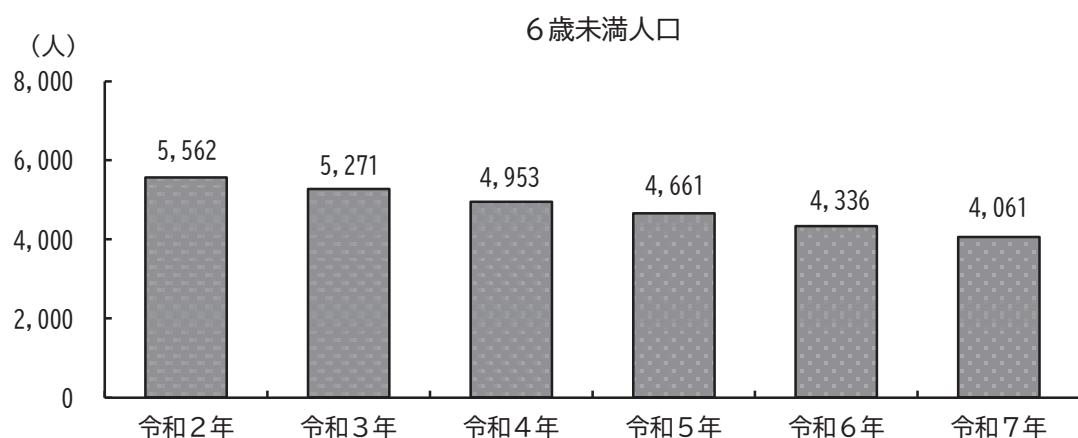
資料：住民基本台帳

世帯数の推移を見ると、世帯数は毎年増加傾向にある一方で、平均世帯構成人数は、令和2年には2.31人でしたが令和7年には2.12人と減少していることから、核家族化の進行が伺えます。静岡県の世帯構成人数と比較すると、同程度で推移しています。



資料：住民基本台帳、(県) 静岡県 HP

6歳未満の未就学児童も減少しており、令和4年に5,000人を割り、令和7年には4,061人になっています。

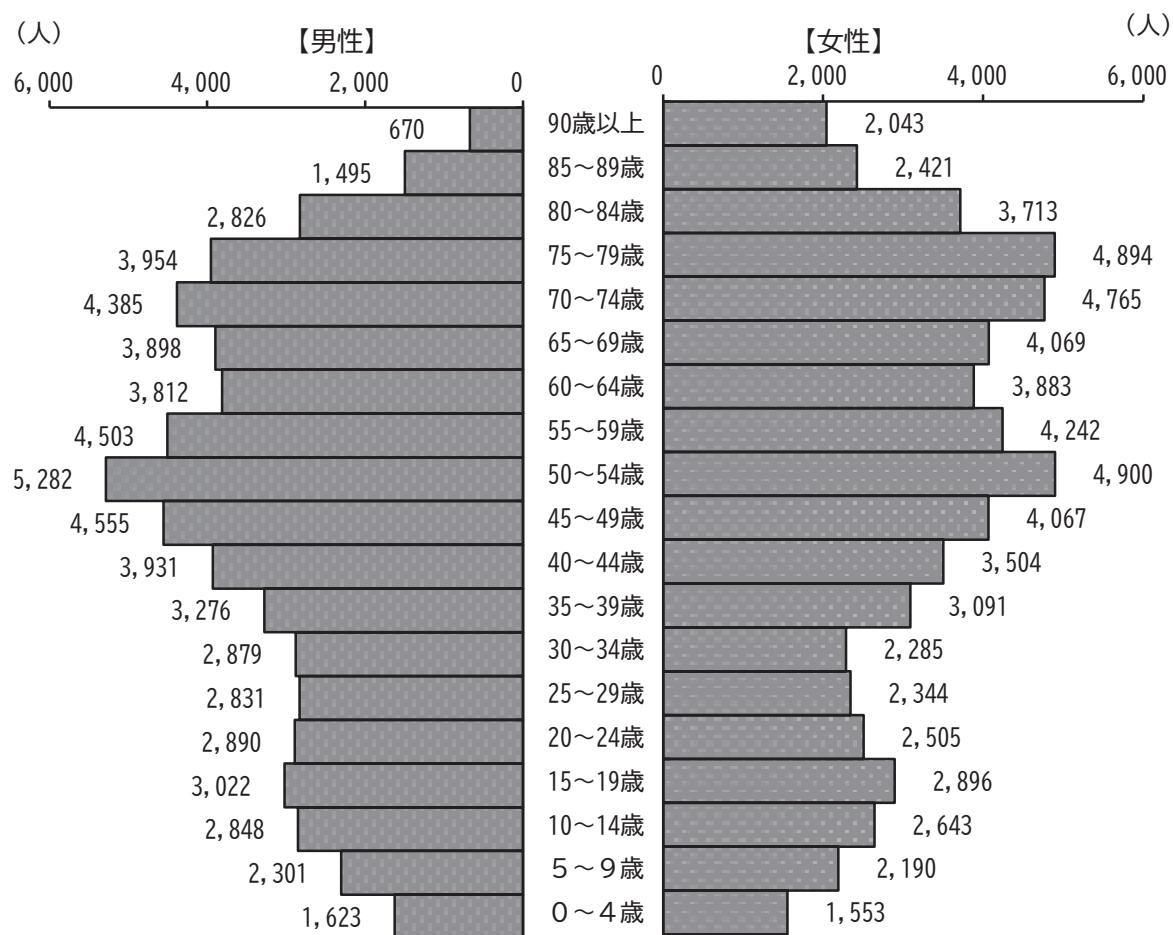


資料：住民基本台帳

令和7年の5歳階級別的人口構成の推移を見ると、最も多いのが50歳から54歳までの世代で、次に多いのが70歳から74歳までの、いわゆる団塊の世代となっています。

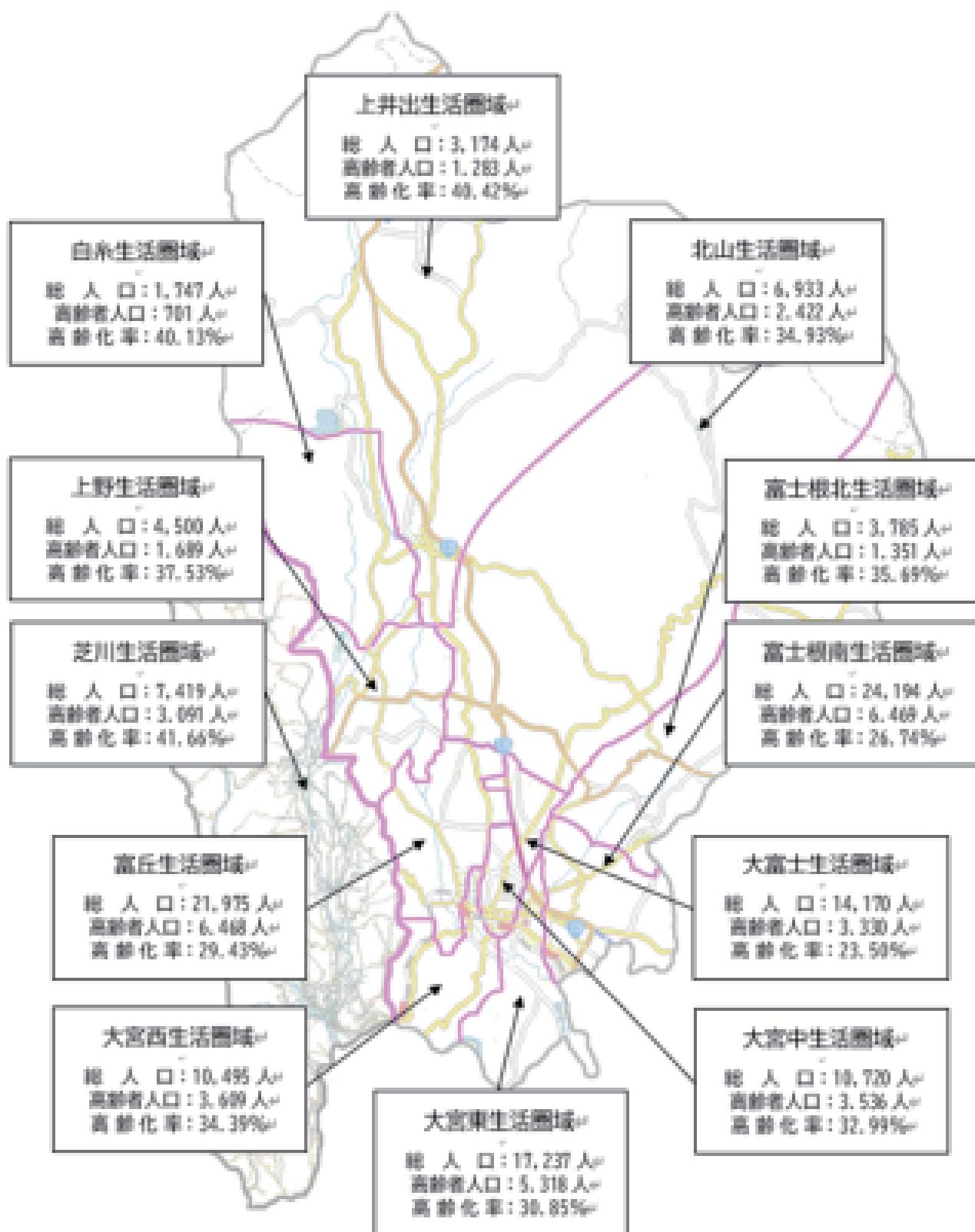
0歳から14歳までの子ども世代の人口には、大きな膨らみが見られないため、高齢化率の上昇は今後も続くと思われます。

5歳階級別的人口構成（令和7年4月1日）



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

生活圏域別人口と高齢化率



資料：人口統計 地域別人口・世帯数一覧（令和7年4月1日現在）

②要介護認定者の状況

要介護認定者を見ると、認定者数は増加傾向にあり、特に要支援2の認定者の増加割合が高くなっています。

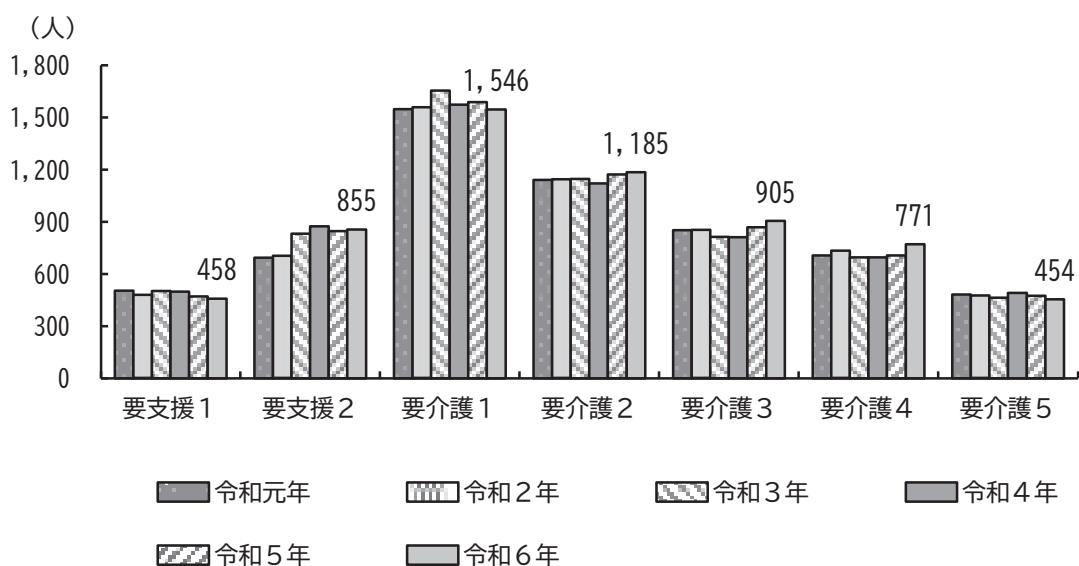
要介護認定者の状況

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要支援1	503	479	502	499	471	458
要支援2	694	704	831	874	847	855
要介護1	1,548	1,558	1,655	1,574	1,588	1,546
要介護2	1,140	1,145	1,146	1,121	1,171	1,185
要介護3	851	854	813	812	869	905
要介護4	706	733	695	695	707	771
要介護5	481	477	464	491	474	454
合 計	5,923	5,950	6,106	6,066	6,127	6,174

(各年3月31日現在)

要介護認定者の状況



(各年3月31日現在)

③障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度から減少傾向にあります。一方、療育手帳（知的障害等）及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増えています。

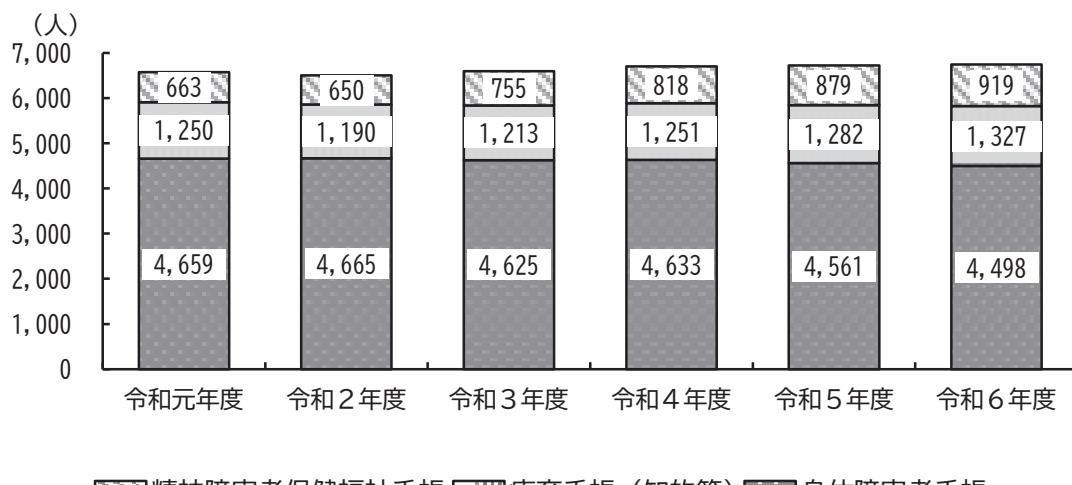
障がい者の状況

单位：人

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	4,659	4,665	4,625	4,633	4,561	4,498
療育手帳 (知的等)	1,250	1,190	1,213	1,251	1,282	1,327
精神障害者 保健福祉手帳	663	650	755	818	879	919
計	6,572	6,505	6,593	6,702	6,722	6,744

(各年3月31日現在)

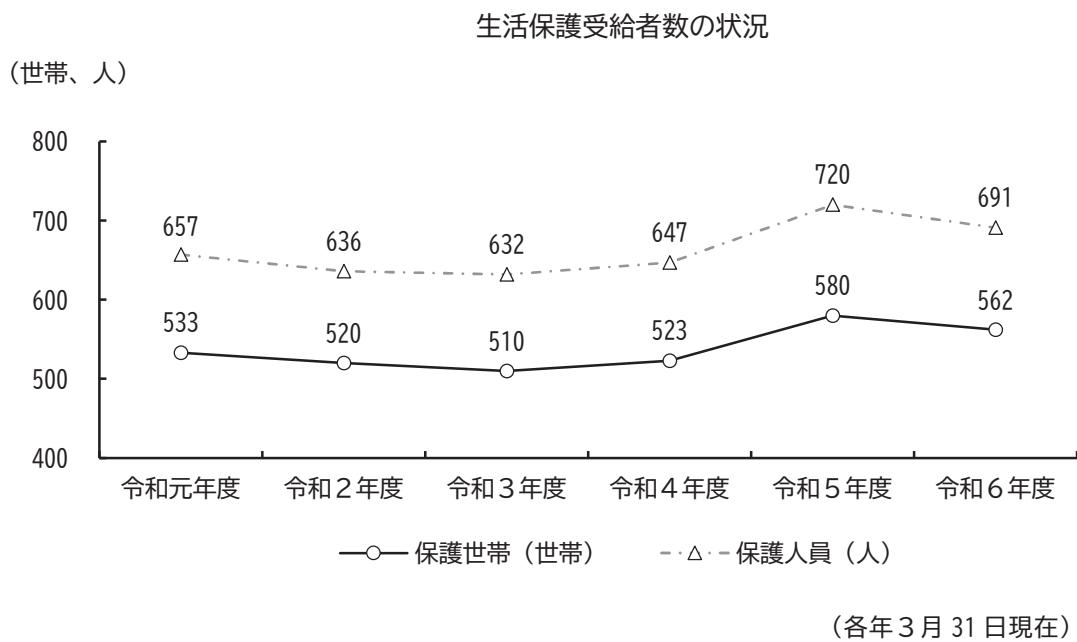
障がい者の状況



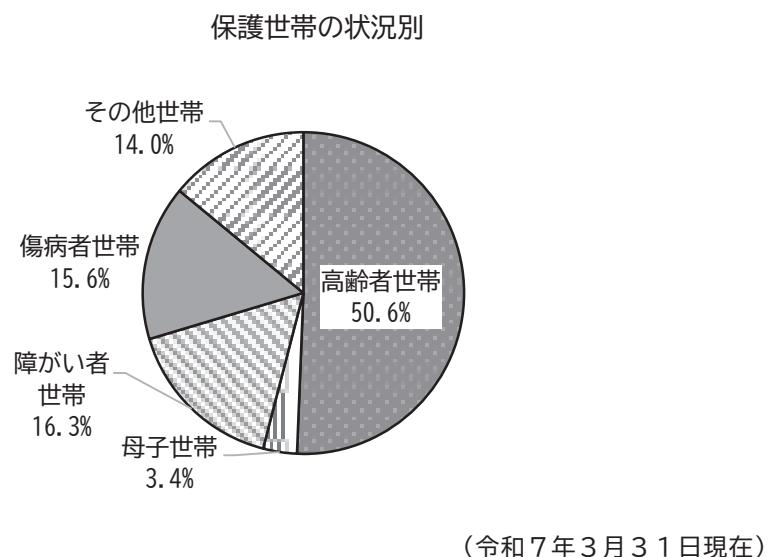
* * * (各年*月*日現在)

④生活保護受給者数の状況

生活保護受給者数は、令和3年度までは減少し、令和4年度以降増加傾向にありましたが、令和6年度で減少に転じています。



また、世帯別に見ると、高齢者世帯が全体の半数以上になっています。



⑤地域包括支援センターの相談状況

平成29年の介護保険法の改正に対応するため、市に直営地域包括支援センターを、各地域に委託地域包括支援センターを設置し、平成30年に相談支援体制を再編しました。委託地域包括支援センターは、福祉事業者に業務を委託し運営しています。市は、委託事業者をプロポーザルにより選定し、連絡会議等で連携を密にするとともに、業務を面談等により評価し業務の定着や支援の質の確保に努めています。

地域包括支援センターは、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメントの主に4つの業務を行っています。

直営地域包括支援センターは、基幹型と地域型の役割を担っています。基幹型の役割として、委託地域包括支援センター間の連絡調整や、包括的支援事業のマネジメント、処遇困難ケースについて福祉事務所と連携し解決すること等があります。

委託地域包括支援センターは、地域型の役割を担っており担当地域を持ち、住民の身近なところで総合相談を受けています。

地域包括支援センターの相談状況

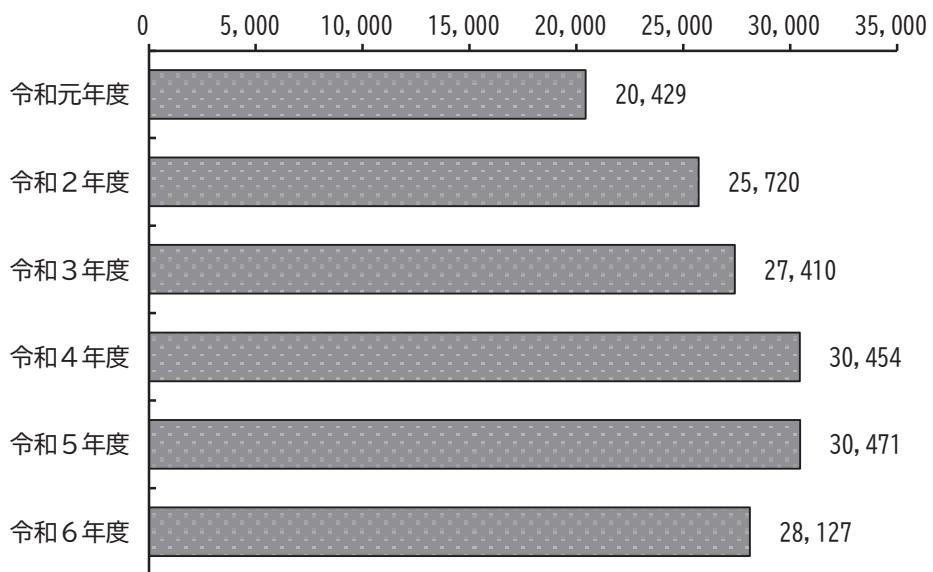
単位：件

相談種別/ 件数	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)
高齢者	1,912	14,555	1,817	18,072	1,924	17,296
障がい者	188	833	157	1,502	148	1,504
権利擁護	563	287	435	612	708	1,203
医療保健	131	426	302	510	366	1,315
児童(障がい児)	6	13	1	32	0	14
経済的	177	261	87	679	157	571
その他	8	1,069	15	1,499	55	2,149
合計	2,985	17,444	2,814	22,906	3,358	24,052
相談種別/ 件数	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)
高齢者	1,740	20,116	1,590	20,469	1,834	18,742
障がい者	147	1,903	150	1,752	64	1,377
権利擁護	782	1,185	664	1,263	528	1,981
医療保健	421	761	253	986	206	665
児童(障がい児)	10	15	12	15	4	11
経済的	118	804	120	1,209	72	620
その他	30	2,422	35	1,953	43	1,980
合計	3,248	27,206	2,824	27,647	2,751	25,376

(各年3月31日現在)

地域包括支援センターの相談件数推移

(件)



(各年3月31日現在)

⑥福祉総合相談課の相談状況

福祉総合相談課（福祉相談支援係）は、高齢者、障がい者、生活困窮者等の属性を問わない福祉総合相談体制の構築等を推進しています。相談者本人のみならず、相談者も含めた世帯全員が抱える困りごとを把握し、適切な相談機関につないでいます。

主な業務として、①福祉総合相談支援、②生活困窮者の自立支援、③女性相談事業・配偶者等からの暴力被害に係る相談支援、④高齢者保護事業、⑤重層的支援体制整備事業における中核機関業務、⑥成年後見制度における中核機関（権利擁護支援推進センター）業務があります。

福祉総合相談課の相談状況

単位：件

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	246	338	279
障がい者	214	160	230
権利擁護	77	141	385
医療保健	140	144	113
児童	31	14	22
経済的	1,865	1,628	1,078
その他	48	42	43
合計	2,621	2,467	2,150

※ 相談内容の主な傾向

- ・ひきこもり：不登校や成人し就労に挫折した等の理由からひきこもりになり、その後親が高齢化し、ひきこもりの子を支えきれなくなる事例。
- ・住まい：経済的に不安定、保証人等がないことから住居の確保が難しい事例。
- ・生活困窮：就労の状況、心身の状況、地域社会との関連性など様々な事情から現に経済的に困窮しているものの生活保護制度の要件にあてはまらない事例。
- ・病識や障害受容が無い：精神疾患はあるものの、受診拒否している事例や自身が障害を持っていることを受け入れられずサービスを拒否する事例。

（各年3月31日現在）

⑦障がい者相談支援事業所の相談状況

障がい者相談支援事業は、福祉サービス利用に係る相談やピアカウンセリングの支援、地域のサービス事業者の情報提供、権利擁護のために必要な援助等を行っています。

障がい者が自立した日常生活を営めるよう支援につながりますが、中には自身が障害を持っている自覚がなく、困っていない（周囲の人が困っている）事例や、こだわりが強く他人との関わりが難しいためにひきこもりがちになる事例等、支援につなげるのが難しい事例があります。このような相談者への継続的支援や地域生活での支援が求められます。

障がい者相談支援事業所の相談状況

単位：件

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件 数	23,117	24,007	10,774	12,769	9,223	8,776

（各年3月31日現在）

⑧家庭児童相談室の相談状況

家庭児童相談室では、子育てや子どものしつけ、学校生活や家族関係、虐待等の問題について、相談、助言、関係機関の紹介や家庭訪問等を行っています。

全体の相談(延べ)件数は、その年により増減している状況です。早めに相談いただくことで、虐待等の重篤な状態を未然に防止することにつながっています。

家庭児童相談室における年度別相談状況

単位：件

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性格・生活習慣等	[1]	230	244	499	233	187	161
知能・言語	[2]	116	53	45	41	42	73
学校生活等	人間関係	[3]	297	272	317	246	213
	登校拒否	[4]	531	602	499	645	623
	その他	[5]	1,424	1,416	1,490	1,275	1,368
非行	[6]	176	97	40	73	112	136
家族関係	虐待	[7]	546	529	579	362	269
	その他	[8]	1,928	1,898	2,242	2,026	1,749
環境福祉	[9]	980	1,423	1,165	1,918	1,022	1,320
障がい	[10]	494	530	387	437	425	449
その他	[11]	385	548	543	443	354	737
計	[12]	7,107	7,612	7,806	7,699	6,364	7,042

※1 その他 [5] 進学、進路相談等

※2 その他 [8] 児童に係る家庭内の人間関係（親子・兄弟関係）等

※3 その他 [11] [1]～[10] のいずれにも該当しない相談

(各年3月31日現在)

2

富士宮市の地域福祉を取り巻く課題の整理

ここでは、地域福祉を取り巻く社会情勢やアンケート調査結果を踏まえ、第4期富士宮市地域福祉計画の基本目標・基本施策に基づき課題を整理しました。

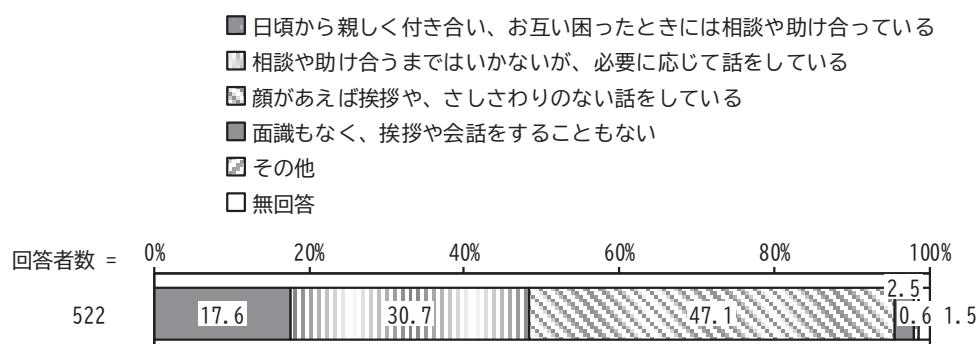
基本目標1 地域で支えあえる仕組みづくり

基本施策① 地域共生の意識の醸成についての課題

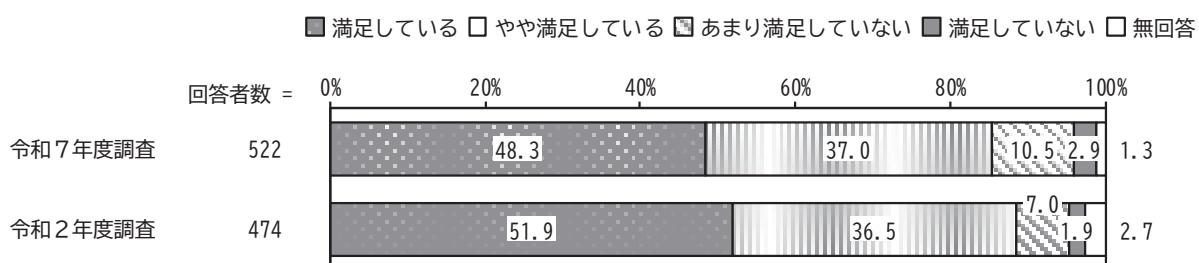
【アンケート調査結果】

○近所づきあいの程度は、「顔があれば挨拶や、さしさわりのない話をしている」が47.1%と最も高く、次いで「相談や助け合うまではいかないが、必要に応じて話をしている」が30.7%あるが、現在の近所づきあいに満足している人の割合は、「満足している」が48.3%と5年前と比較し3.6ポイント減少しています。

近所づきあいの程度

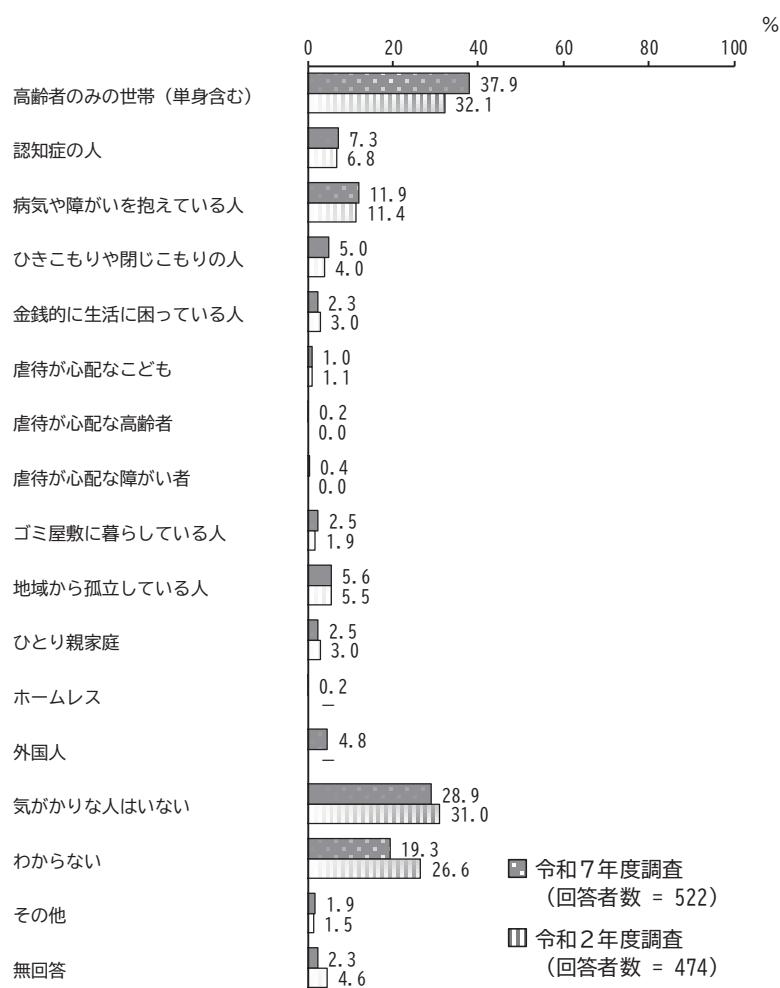


現在の近所付き合いの満足度



○近所や地域に助けが必要と思われる人がいるかは、「高齢者のみの世帯（単身含む）」が37.9%と最も高く、次いで「気がかりな人はいない」が28.9%、「病気や障がいを抱えている人」が11.9%と続きます。

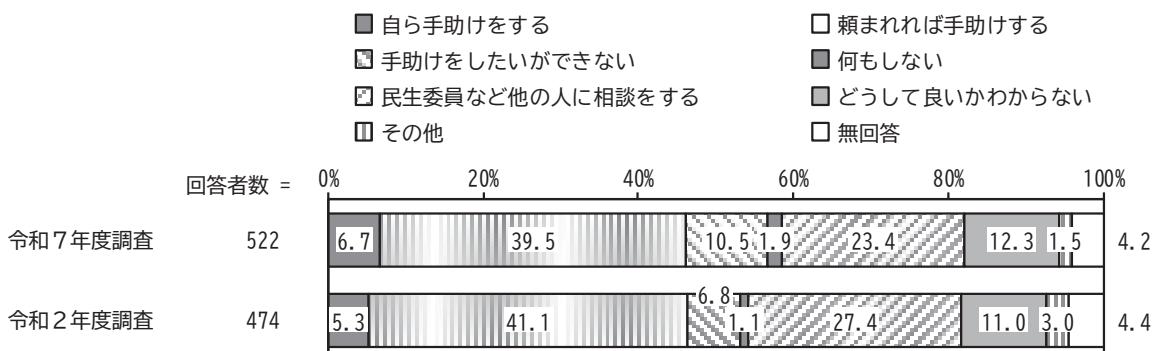
近所や地域の気がかりな人 (助けが必要だと思われる人) の有無



※令和2年度調査では、「ホームレス」、「外国人」がありませんでした。

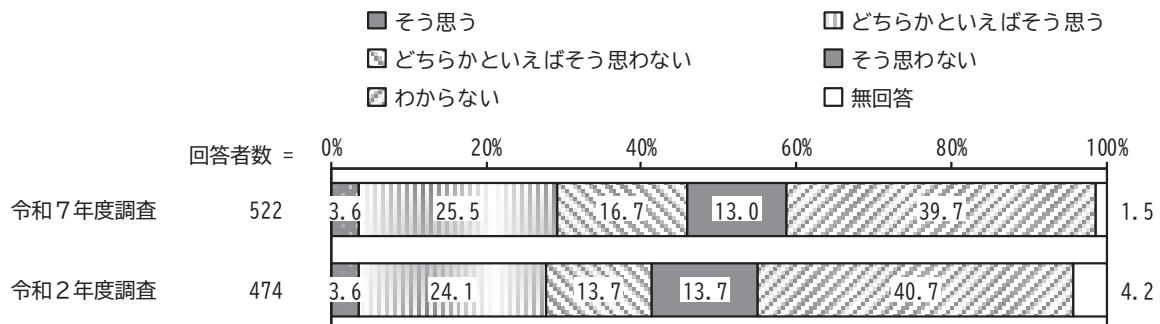
○近所や地域の人が困りごとを抱えていることが分かった場合の対応は、「頼まれれば手助けする」が39.5%と最も高く、次いで「民生委員など他の人に相談をする」が23.4%、「どうして良いかわからない」が12.3%となっています。

近所や地域で困りごとを抱えている方への対応



○居住地域で「みんなで支える地域福祉の推進」がされていないと思う人と、されているかわからない人が、合わせて約7割にのぼっています。

住まいの地域で「みんなで支える地域福祉の推進」がされていると思うか



【アンケート調査等からの課題】

本市では、障がいのある方や生活に困難を抱える方への理解促進や支援体制の充実を目指し、出前講座や啓発活動、認知症サポーターの養成、小・中学校での交流学習など、様々な取り組みを進めてきました。

近所や地域の人に困りごと等を頼まなければ手助けすると答えた人が最も多く、周囲に助けが必要と思われる人がいることを認識している人も多くいますが、普段の近所づきあいで困ったときに相談や助け合える関係性を構築できている人が2割程度にとどまっているため、近所や地域の助け合いはあまり活発でないことがうかがえます。また、現状の近所づきあいに問題意識を持っていない人が多いことから、困りごと等を助け合うことができる関係性を築くには、日頃から近所づきあいを深めることの大切さを積極的に発信していく必要があります。

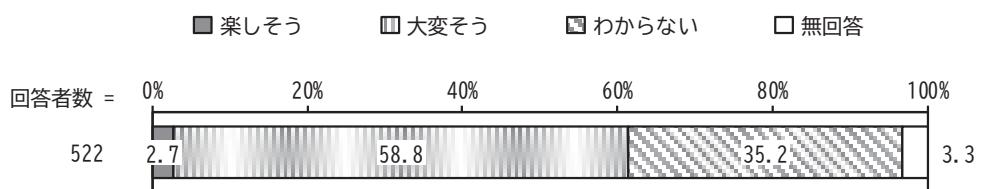
「みんなで支える地域福祉の推進」を実現するために、地域福祉に関して住民に周知啓発を進めることが重要です。

基本施策② 地域福祉の担い手づくりについての課題

【アンケート調査結果】

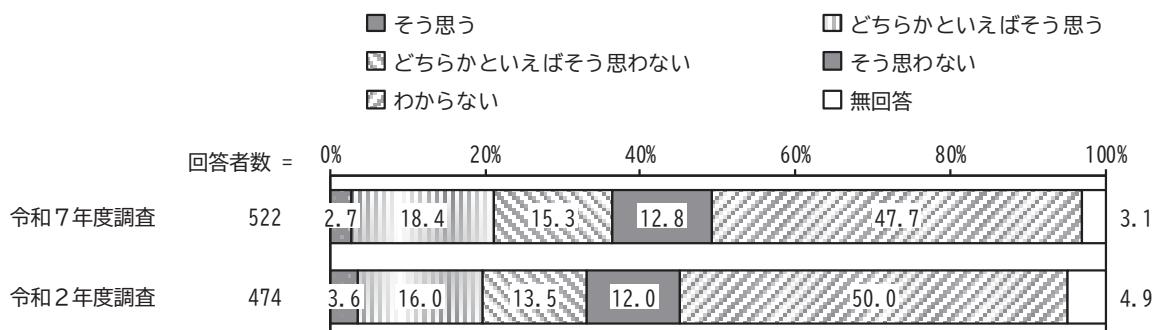
地域福祉に対するイメージは、「大変そう」が58.8%で最も高く、次いで「わからない」が35.2%となっています。

地域福祉のイメージ



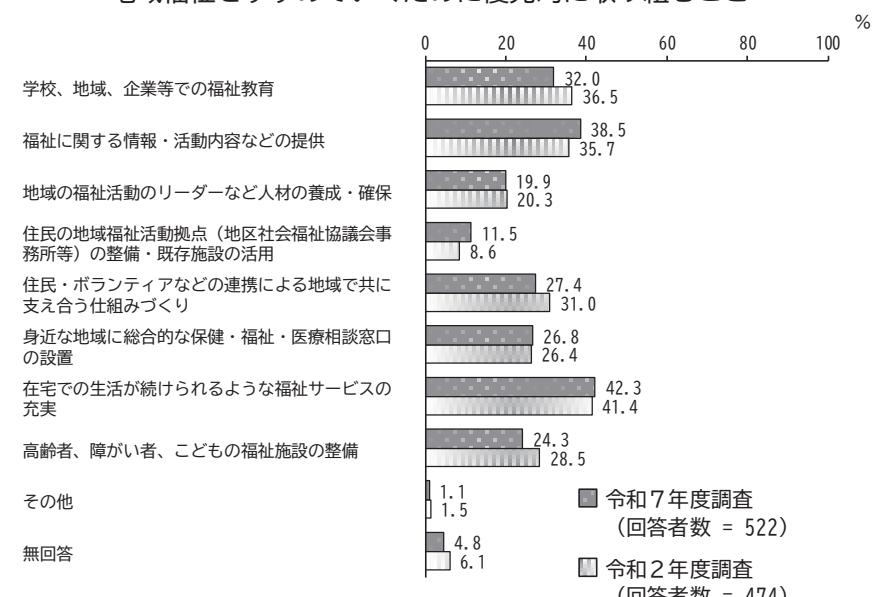
○居住地域で「やさしい心を育む福祉教育の推進」がされているかわからない人が約5割と最も多くなっており、されていないと思う人と合わせると約8割にのぼっています。

住まいの地域で「やさしい心を育む福祉教育の推進」がされていると思うか



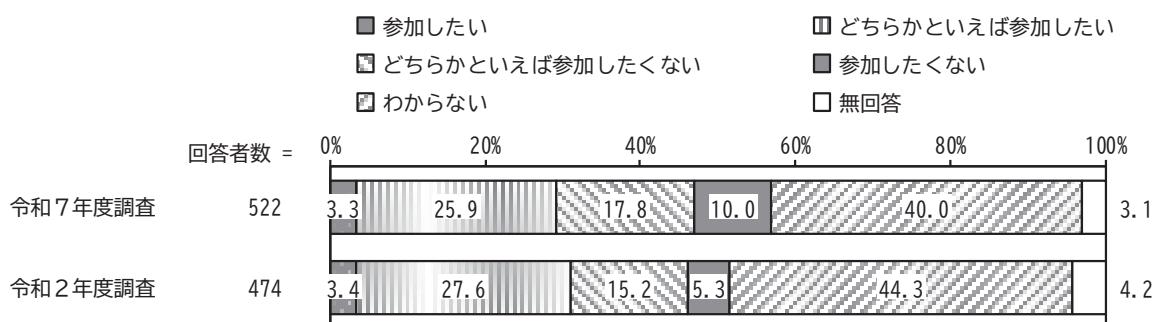
○地域福祉を進めるために優先的に取り組むことは、「在宅での生活が続けられるような福祉サービスの充実」が42.3%と最も高く、次いで「福祉に関する情報・活動内容などの提供」が38.5%、「学校、地域、企業等での福祉教育」が32.0%と続きます。

地域福祉をすすめていくために優先的に取り組むこと

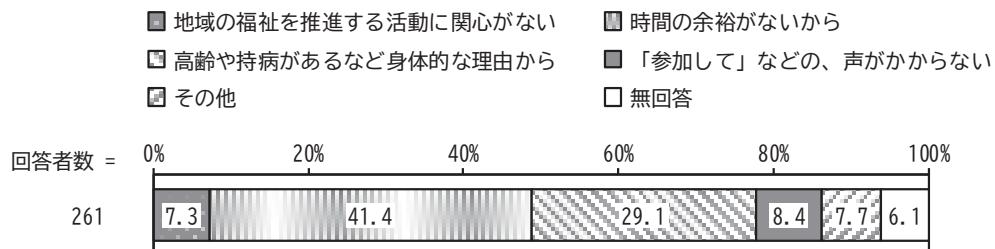


○地域福祉を推進する活動への参加について、「わからない」と答えた人が40.0%と最も高くなっています。また、「どちらかといえば参加したくない」「参加したくない」と答えた人が合わせて27.8%です。活動に参加したくない理由や参加したいかわからない理由は、「時間の余裕がないから」が41.4%と最も高く、次いで「高齢や持病があるなど身体的な理由から」が29.1%となっています。

地域福祉を推進する活動へ参加意向



地域福祉を推進する活動に参加したくない理由



【アンケート調査等からの課題】

本市では、地域福祉の充実を目指し、社会福祉協議会の体制強化や介護予防ボランティアの養成、保健委員・地域活動拠点への支援や援助、住民の自治会加入や若い世代の地域福祉活動への参加の促進など、様々な取り組みを進めてきました。

今後は、住民の地域福祉に対するイメージを前向きなものに変えていくための取り組みが必要です。「やさしい心を育む福祉教育の推進」についても、その具体的な内容や成果について、広報活動の強化や、見直しを図る必要があります。福祉に関する情報・活動内容の情報提供や学校、地域、企業等での福祉教育を充実させることも求められています。

また、アンケート調査結果からは、地域福祉活動の具体的な内容について、住民に十分周知されていない可能性がうかがえます。具体的な活動内容等について情報発信を強化していくとともに、時間に余裕がない人でも地域活動に参加しやすくするための取り組みを進めることが重要です。

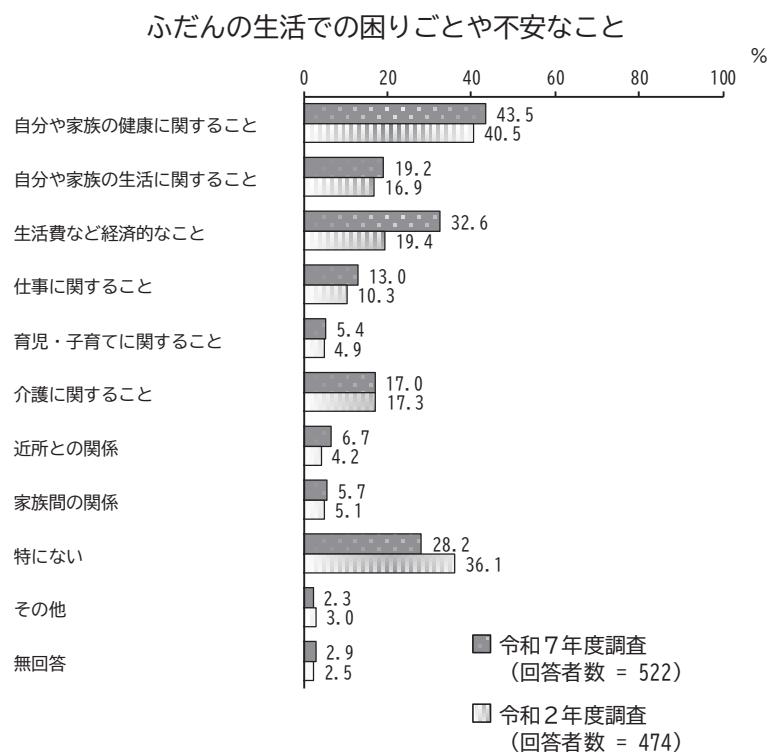
基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

基本施策① 包括的な福祉サービスの整備についての課題

【アンケート調査結果】

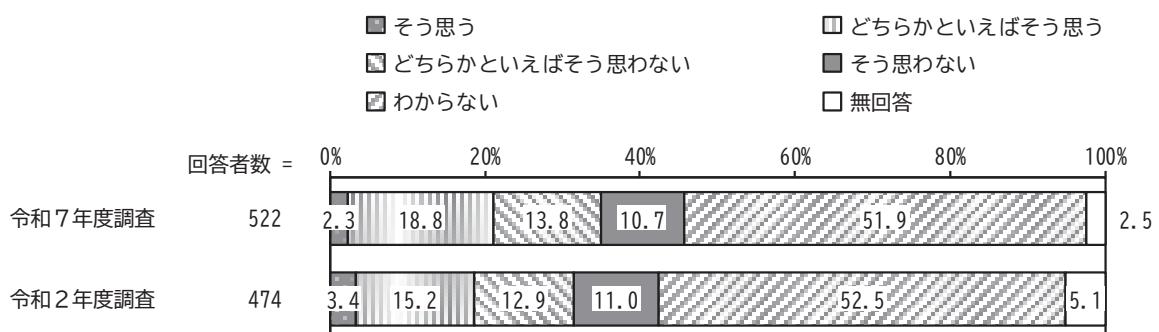
○普段の生活の困りごとや不

安は、「自分や家族の健康に
関すること」が43.5%と最
も高く、次いで「生活費な
ど経済的なこと」が32.6%、
「自分や家族の生活に関す
ること」が19.2%となって
います。「生活費など経済的
なこと」は、前回調査の
19.4%から大きく増加して
います。



○居住地域で「福祉サービスの適切な利用の促進」がされているか、「わからない」と答
えた人が51.9%で最も高くなっています。また、「どちらかといえばそう思わない」「そ
う思わない」と答えた人が合わせて24.5%です。

住まいの地域で「福祉サービスの適切な利用の促進」がされていると思うか



【アンケート調査等からの課題】

本市では、誰もが安心して支援を受けられるよう、相談者の属性にとらわれない継続的な支援体制や地域包括ケアシステムの構築、関係機関との連携強化など、包括的な福祉サービスの整備に努めました。

今後は、福祉サービスの適切な利用について、具体的な利用事例等の情報発信を強化する必要があります。福祉サービスに関する情報が住民に周知されているか見直しを図ることも重要です。

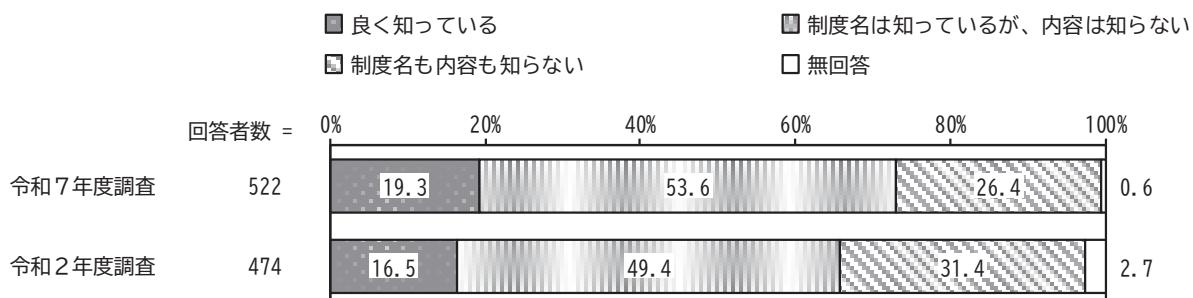
また、健康に関することや生活費等の経済的なことの困りごとを抱える住民が多いことから、これらに関する福祉サービスを充実させていくことも求められています。

基本施策② 福祉サービス利用者の権利擁護の推進についての課題

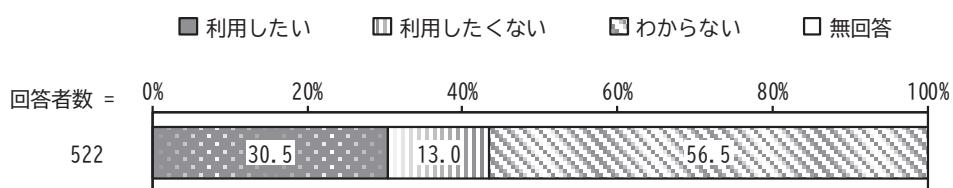
【アンケート調査結果】

○成年後見制度の内容を知らない人が約8割にのぼっており、そのうち約3割は制度名も知らない状態です。成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」と答えた人が56.5%と最も高くなっています。利用したくないと答えた人は13.0%で、その理由は、「後見人でなくても家族がいる」が76.5%と最も高く、次いで「後見人に財産などを管理されるのは不安」が29.4%、「費用がどのくらいかかるか心配」が10.3%と続きます。

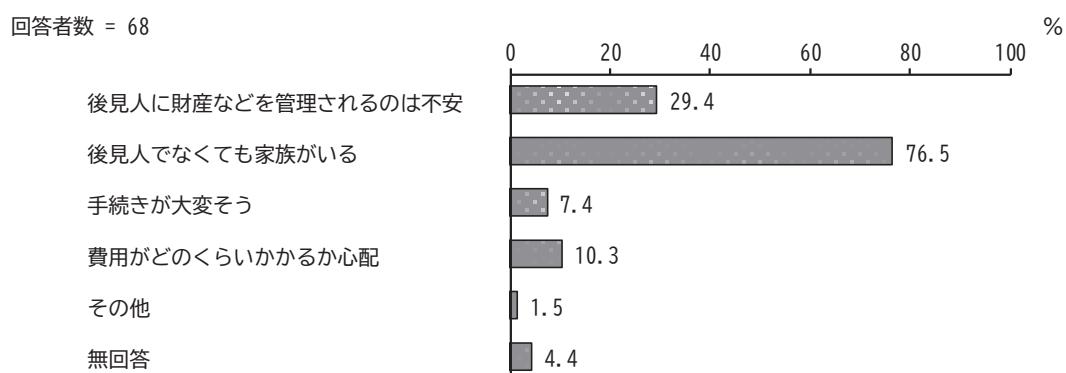
成年後見制度の認知状況



将来必要なときの成年後見制度の利用意向

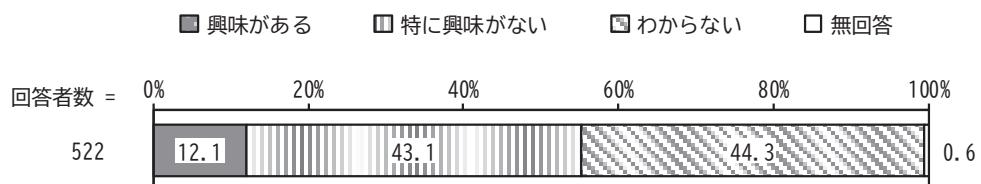


成年後見制度を利用したくない理由

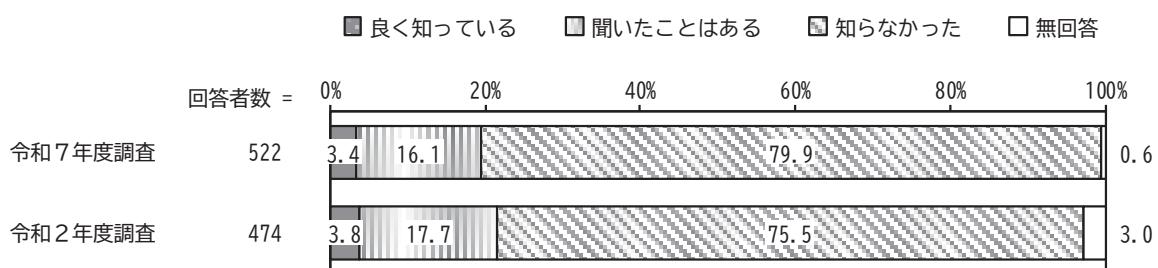


○市民後見人制度については、活動に対して興味がある人が約1割と関心が低く、養成講座の認知度もほとんどない状態です。成年後見制度を利用する意向がある人でも、市民後見人を良く知っていると答えた人は3.4%にとどまっています。

「市民後見人」の活動への興味の有無



市民後見人の養成講座を実施していることの認知度



【アンケート調査等からの課題】

本市では、認知症・知的障がい等により自分一人で適切な判断をすることが難しい人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用を促進するなど、適切な支援を受けるための仕組みづくりに努めました。

成年後見制度の認知度が低いことが大きな課題です。今後も、制度の内容や目的について、幅広い年代に情報発信を行っていく必要があります。また、制度の利用に関する不安を解消するための情報の提供も求められています。そして、後見人の扱い手不足を見据えて、市民後見人の認知度向上と養成を図っていくことも重要です。

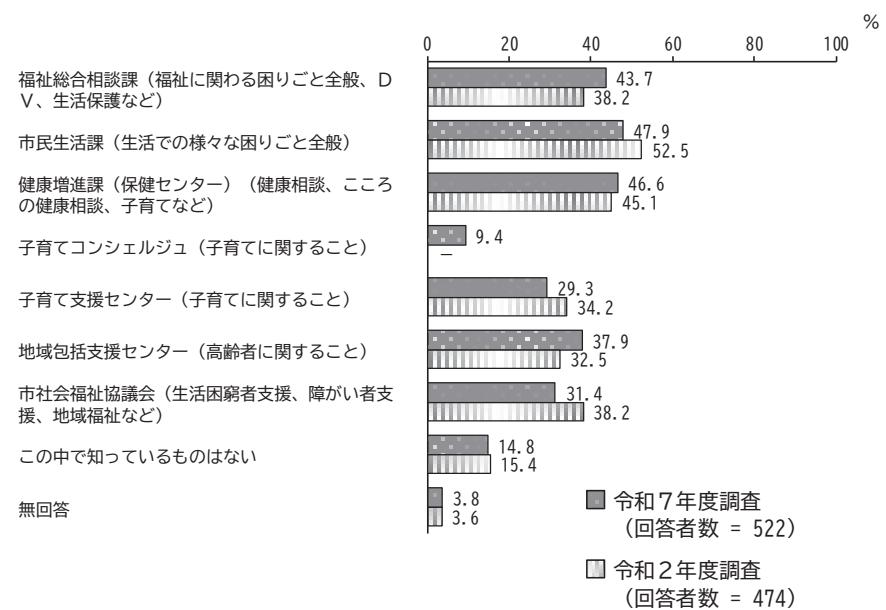
基本施策③ 適切な窓口につながるための情報発信についての課題

【アンケート調査結果】

○相談対応の窓口の認知度に

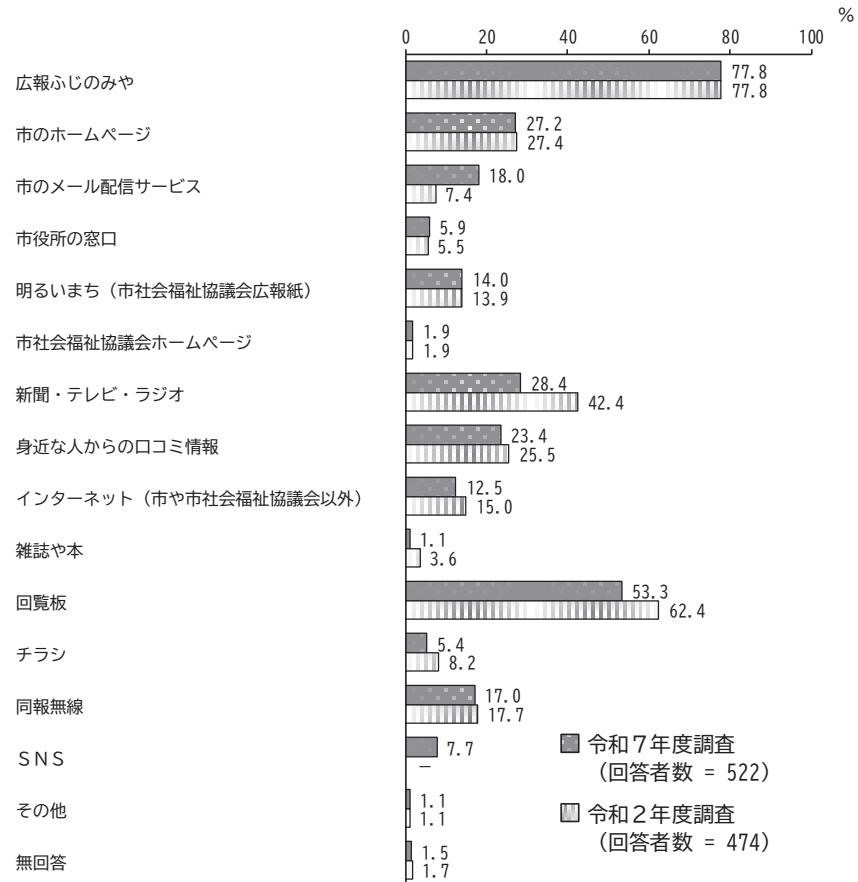
ついて、「市民生活課（生活での様々な困りごと全般）」が47.9%と最も高く、次いで「健康増進課（保健センター）（健康相談、こころの健康相談、子育てなど）」が46.6%、「福祉総合相談課（福祉に関わる困りごと全般、DV、生活保護など）」が43.7%と続きます。また、相談窓口をまったく知らない人が14.8%います。

相談対応窓口の認知状況



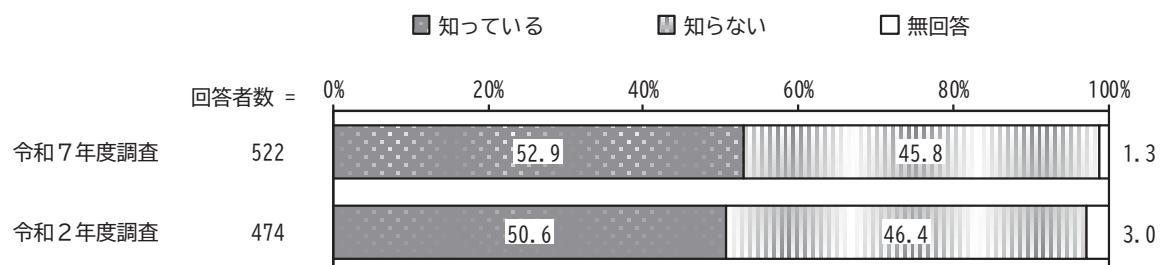
○生活や地域に関する情報の入手手段は、「広報ふじのみや」が77.8%と最も高く、次いで「回覧板」が53.3%、「新聞・テレビ・ラジオ」が28.4%となっています。

生活や地域に関する情報の入手方法



○市と市社会福祉協議会に、生活に困っている人を支援する窓口があることを知らない人が45.8%います。

生活に困っている人を支援する窓口が市と市社会福祉協議会にあることの認知度



【アンケート調査等からの課題】

本市では、困っている人が適切な相談窓口につながるための仕組みづくりとして、情報が届いていない人の把握や、相談窓口の周知の強化を図ってきました。また、個別のニーズに合わせた情報提供体制の強化にも努めました。

今後も、「広報ふじのみや」や回覧板、SNS等、住民がよく利用している情報媒体を中心に、適切な相談窓口についての情報提供を行っていく必要があります。また、生活に困っている人の支援窓口についても、情報発信を強化することが求められています。

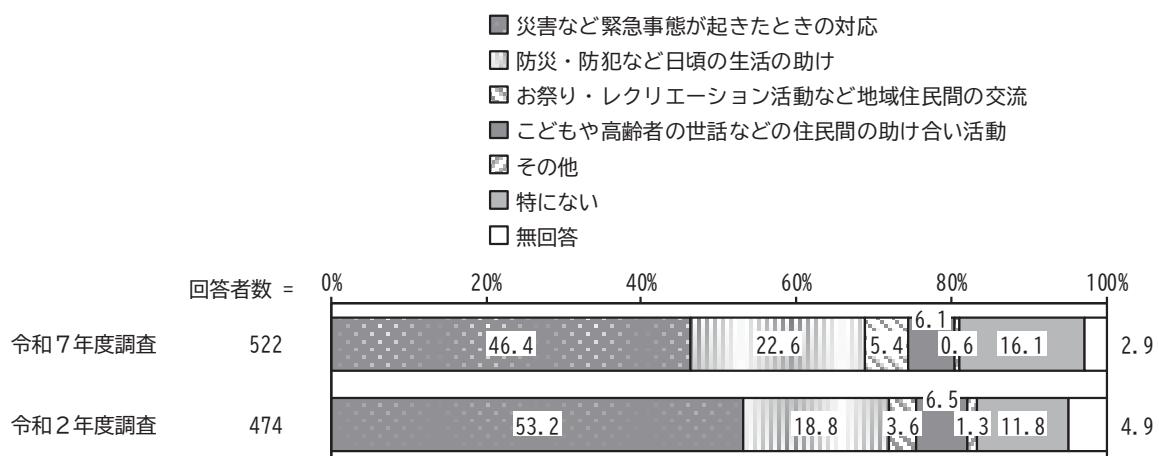
基本目標3 安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり

基本施策① 地域防災活動の推進についての課題

【アンケート調査結果】

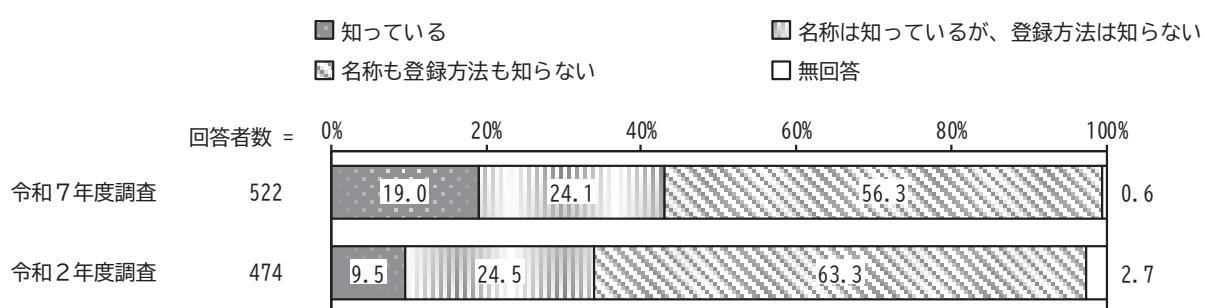
○地域の役割に期待することとして、「災害など緊急事態が起きたときの対応」が46.4%と最も高く、次いで「防災・防犯など日頃の生活の助け」が22.6%となっています。

地域（自治会・町内会等）の役割に期待すること



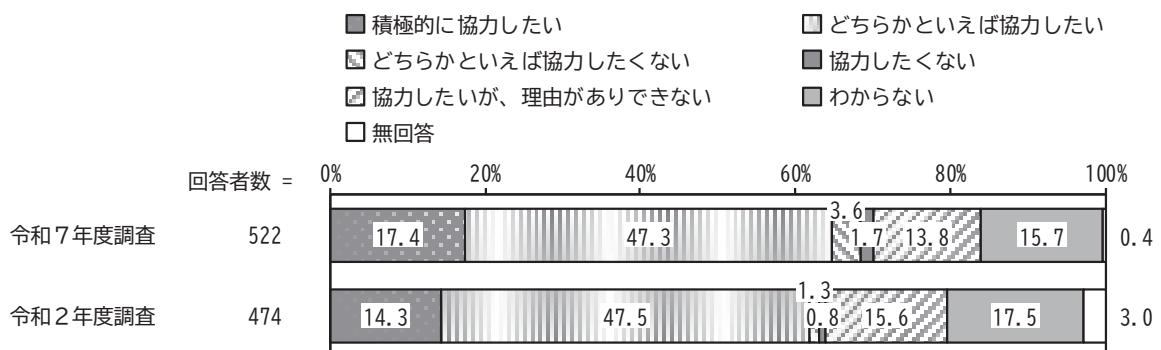
○避難行動要支援者名簿への登録方法を知らない人が約8割にのぼっています。そのうち、約6割には名簿自体も知られていません。

避難行動要支援者名簿への登録方法の認知度

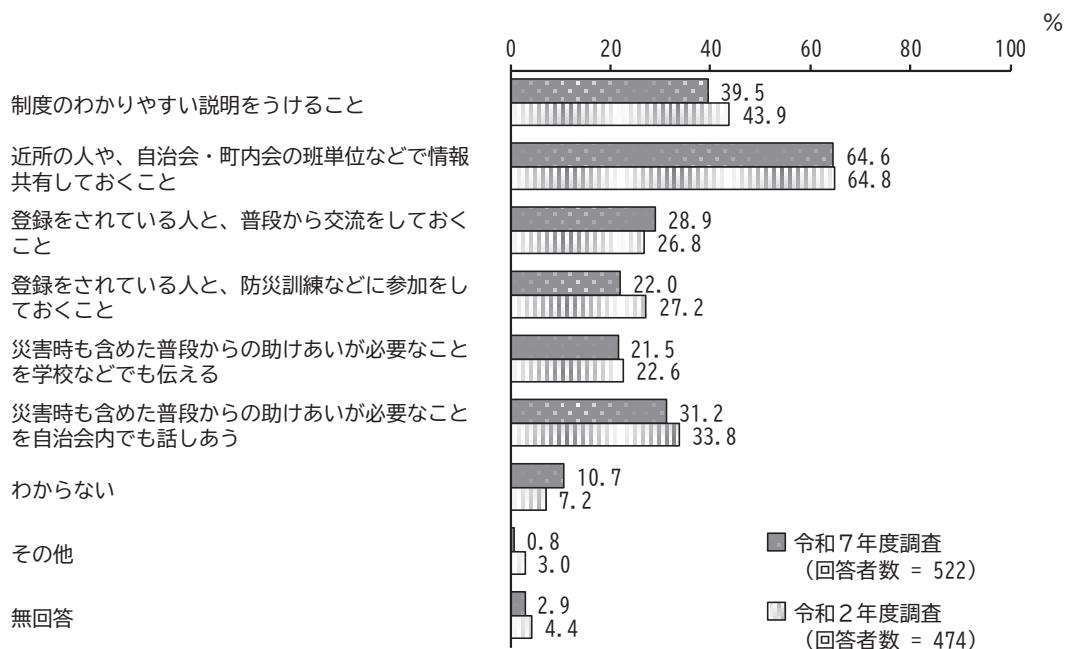


- 「避難行動要支援者」が近所にいた場合に手助けしたいかは、「どちらかといえば協力したい」が47.3%と最も高く、次いで「積極的に協力したい」が17.4%となっています。手助けしやすくするための取り組みは、「近所の人や、自治会・町内会の班単位などで情報共有しておくこと」が64.6%と最も高く、次いで「制度のわかりやすい説明をうけること」が39.5%、「災害時も含めた普段からの助けあいが必要なことを自治会内でも話しあう」が31.2%と続きます。

「避難行動要支援者」に登録している方への手助けについて

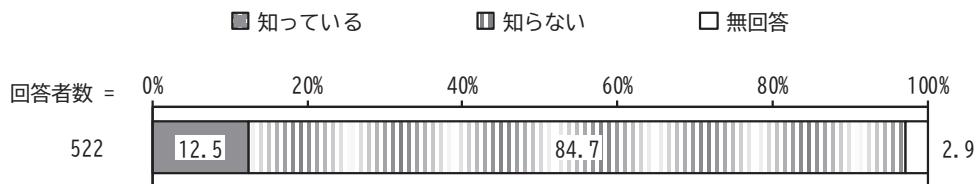


「避難行動要支援者」の方を手助けする際に必要な機会や取り組み



○市社会福祉協議会が災害時にボランティアを派遣する仕組みについては、知らない人が84.7%と大半を占めています。

「富士宮市総合福祉会館」での市内各所へボランティアを派遣する仕組みの認知度



【アンケート調査等からの課題】

本市では、防災意識の啓発や**避難行動要支援者**の支援体制強化に向けて、出前講座の実施や制度の周知を図るとともに、**避難行動要支援者**に対する新たな**個別避難計画**作成方法の構築や、安否確認のルールづくり、福祉避難所の運営マニュアルを整備するなどの取り組みを行いました。

災害時の手助けに前向きな住民が多くみられる一方で、市や市社会福祉協議会の災害時の取り組みについての認知度が低いことが大きな課題です。制度についての情報発信の強化が求められています。また、地域や近所で、日頃からの防災・防犯や、災害発生時に備えた情報共有を活発化させる取り組みを進めることも重要です。

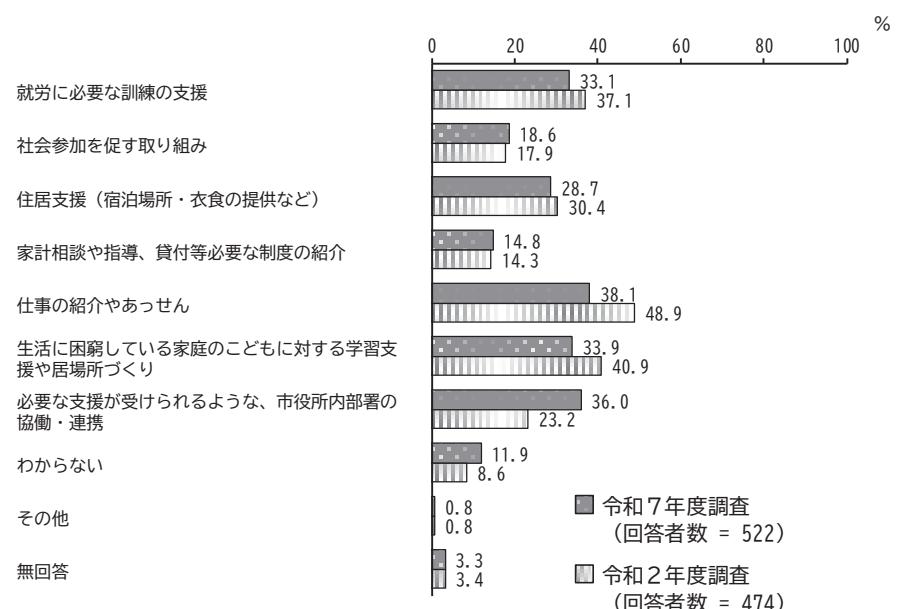
基本施策② 地域福祉環境の整備・充実についての課題

【アンケート調査結果】

○生活に困っている人の支援

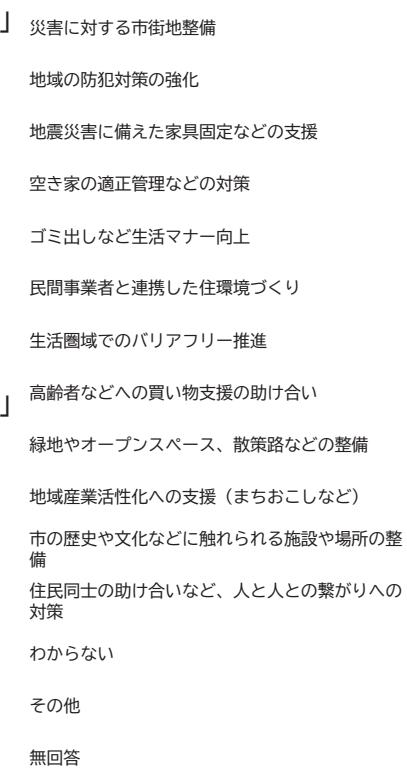
として期待することは、「仕事の紹介やあっせん」が38.1%と最も高く、次いで「必要な支援が受けられるような、市役所内部署の協働・連携」が36.0%、「生活に困窮している家庭のことともに対する学習支援や居場所づくり」が33.9%と続きます。

困っている人に期待する市と社会福祉協議会の取り組み



○安心して長く住み続けられるまちづくりで重要なことは、「地域の防犯対策の強化」が58.8%と最も高く、次いで「災害に対する市街地整備」が55.7%、「ゴミ出しなど生活マナー向上」が42.3%となっています。「生活圏域でのバリアフリー推進」は17.6%、「高齢者などへの買い物支援の助け合い」は39.7%です。

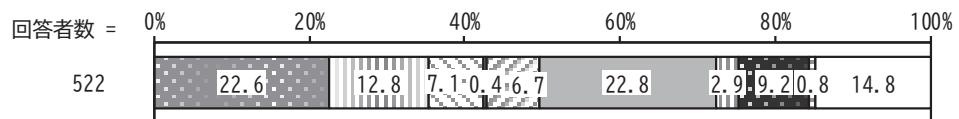
安心して長く住み続けるために重要な取り組み



○住宅確保要配慮者が、民間の賃貸住宅に入居しやすくなるための取り組みは、「収入が低くても入居できるなど、入居要件の緩和」が22.8%と最も高く、次いで「身寄りのない方が保証人を確保しなくても入居できる仕組み」が22.6%、「単身高齢者などへの見守りや安否確認サービス」が12.8%と続きます。

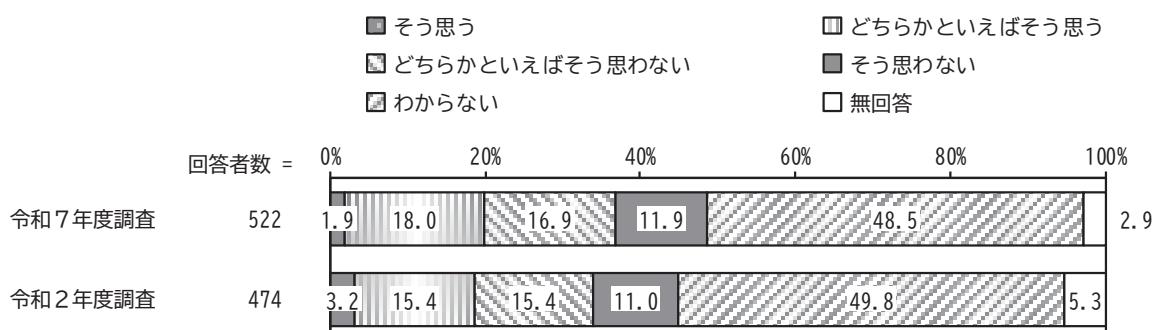
住宅確保要配慮者が民間の賃貸住宅に入居する場合必要な仕組みやサービス

- 身寄りのない方が保証人を確保しなくても入居できる仕組み
- 単身高齢者などへの見守りや安否確認サービス
- 単身高齢者などへの家事援助などの生活支援サービス
- 金銭や貴重品、合鍵などを預かるサービス
- 家賃など（敷金・礼金含む）の援助
- 収入が低くても入居できるなど、入居要件の緩和
- 手すりやエレベーターの設置など、バリアフリー住宅を増やす
- わからない
- その他
- 無回答



○居住地域で「くらしやすい地域福祉環境づくりの推進」がされているかわからない人が約5割と最も多くなっており、されていないと思う人と合わせると約8割にのぼっています。

住まいの地域で「くらしやすい地域福祉環境づくりの推進」がされていると思うか

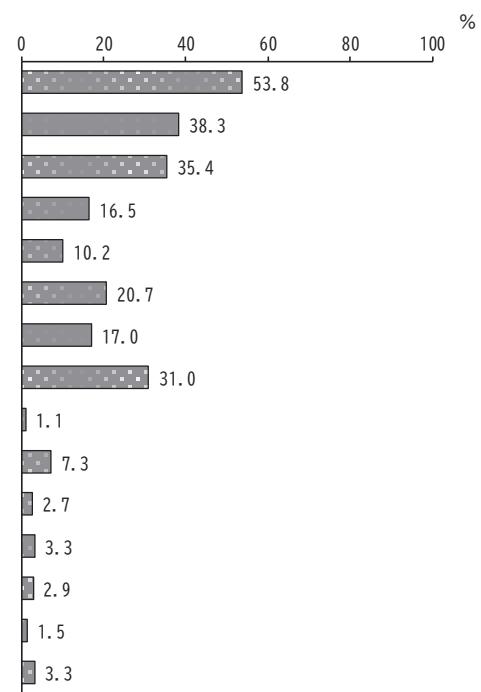


○保健福祉分野全般で今後力を入れるべきことは、「医療体制、健康危機管理体制」が53.8%と最も高く、次いで「福祉サービス等の利用に関する情報提供・相談体制、生活の自立の支援」が38.3%、「誰もが住み慣れた地域で暮らせる居住環境の整備」が35.4%となっています。「公共施設・公共交通機関のバリアフリー化」は10.2%です。

保健福祉分野全般で、今後富士宮市が力を入れていくべき内容

回答者数 = 522

- 医療体制、健康危機管理体制 53.8
- 福祉サービス等の利用に関する情報提供・相談体制、生活の自立の支援 38.3
- 誰もが住み慣れた地域で暮らせる居住環境の整備 35.4
- 認知症への対応 16.5
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化 10.2
- 健康づくり・介護予防の推進 20.7
- 地域での支えあい 17.0
- 介護・障がい・子育て・生活困窮分野で複合的な課題を抱えた方の支援 31.0
- 権利擁護 1.1
- 社会的に弱い立場にある方々に対する差別解消への取組み 7.3
- 自殺対策に関する取組み 2.7
- I C T等の利活用 3.3
- 特にない 2.9
- その他 1.5
- 無回答 3.3



【アンケート調査等からの課題】

本市では、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を通じて公共施設の機能充実に努めるとともに、居住に課題を抱える人への横断的な支援のあり方について検討してきました。

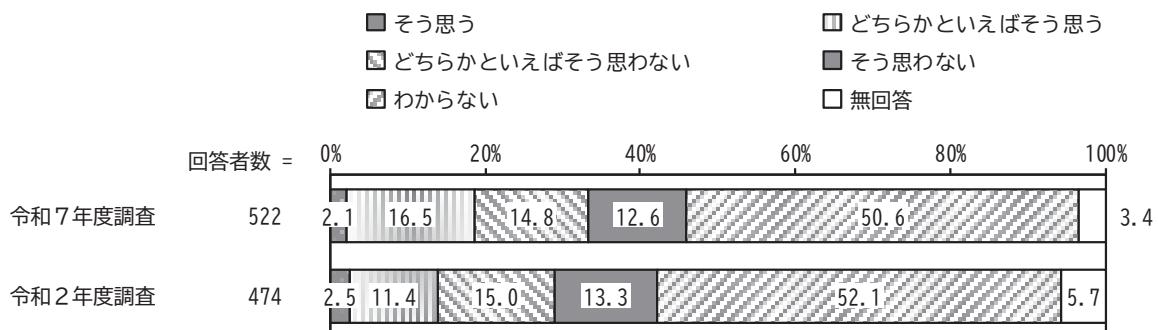
大多数の人が、居住地域で「くらしやすい地域福祉環境づくりの推進」がされている実感を持っていないことが大きな課題です。今後は、住民からの意見や要望を反映した取り組みを進めつつ、誰もが安心して長く住み続けられるまちづくりを行っていくことが重要です。

基本施策③ 社会参加の推進についての課題

【アンケート調査結果】

○居住地域で「障がい者や高齢者の社会参加を促進」がされているかわからない人が約5割と最も多くなっており、されていないと思う人と合わせると約8割にのぼっています。

住まいの地域で「障がい者や高齢者の社会参加を促進」がされていると思うか



【アンケート調査等からの課題】

本市では、誰もが安心して地域で自立した生活を送れるよう、障がいのある人や高齢者、不登校の子ども、生活困窮者等に向けた相談支援の強化や居場所づくりに努めるとともに、交流の場を充実させることによって、様々な問題を抱える人に対して社会参加の促進を図りました。

今後は、障がい者や高齢者等の社会参加の促進に関する取り組みやその成果について、情報発信を強化する必要があります。取り組みの必要性についても周知啓発し、住民の関心を高めるとともに、社会参加の推進について協力を求めていくことも重要です。

3 第4期計画の評価

① 評価集計表

基本目標	A (計画どおり)	B (概ね計画どおり)	C (未実施)
1. 地域で支えあえる仕組みづくり	8	11	1
2. 適切な支援を受けられる仕組みづくり	8	14	0
3. 安心していきいきと生活できる仕組みづくり	16	20	0
合計	32	45	1

② 基本目標ごとの総括

■ 目標 1：地域で支えあえる仕組みづくり

【主な課題と方向性】

- ・地域共生の意識の醸成として、富士山まちづくり出前講座の活用や講演会の実施を通じて、各事業の周知啓発を行いましたが、特定の団体への対応が多くなっているため、認知が十分でない層への働きかけを強化します。
- ・地域活動の担い手づくりに関する項目では、高齢化により、介護予防ボランティアなど人材の確保が難しくなってきているため、幅広い世代が活動に関わることを推進します。
- ・地域見守りあんしん事業では、事業所によって見守り活動に温度差が出てきている部分があり、引き続き地域見守り安心事業連携会議を開催し、幅広い視点に基づいた見守り活動につながるよう連携強化を図っていきます。
- ・生活支援体制整備事業では、協議体に参加している社会福祉法人とともに高齢者の生活課題について検討した結果、社会福祉法人による高齢者の移動支援につながった取り組みがあり、引き続き実際のニーズに応じた支援を進められるよう取り組んでいきます。

■ 目標 2：適切な支援を受けられる仕組みづくり

【主な課題と方向性】

- ・令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を開始し、制度の狭間となる方への支援に向けた取組みを進める中、庁内の複数課にまたがる連携や、複雑化する課題への対応を強化します。
- ・必要な情報が届いていない方への情報発信を強化するよう、8050問題（ひきこもり）やヤングケアラーなどのニーズ把握や、アウトリーチ（訪問支援）を強化します。

■ 目標3：安心していきいきと生活できる仕組みづくり

【主な課題と方向性】

- ・災害対策として福祉避難所のマニュアル改訂は完了しましたが、避難行動要支援者の「個別避難計画」作成において、支援者等の調整に時間を要しています。より多くの方の個別避難計画作成に向けた取組みの強化を行います。
- ・地域における居場所(地域寄合い処、地域子育てサロンなど)に、ひきこもり状態であることや、育児や介護といった様々な事情で参加できない方が参加できるような仕組みづくりを強化します。

第3章

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

この計画の基本理念は「世代をつなぎ 未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち」とし、全ての人が役割と生きがいを持ち、お互いに支え合い、心配りをしながら、地域で暮らし続けられるような福祉のまちづくりを目指します。

2 基本目標

「基本理念」の実現を目指し、市民、地域、行政、社会福祉協議会等が協働し、地域福祉の推進について方向性を示すため、次の3つの「基本目標」を定めます。

基本目標1 地域で支え合える人づくり

市民一人ひとりの地域共生の意識醸成を高め、お互いに声を掛け合う関係づくりを目指します。また、地域福祉を担う人材を増やし、住民が主体の地域福祉を推進します。

基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

複合的な地域生活課題を抱える世帯や市民が必要な支援を受けられるように包括的な支援体制を整備します。また、市民が困った時に支援関係機関とつながることができるよう分かりやすい情報発信を積極的に実施します。

基本目標3 安心していきいきと生活できる場づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために、支援を必要とする人を置き去りにしない地域防災活動を推進します。また、社会と関わりを持っていきいきとした暮らしを送れるよう、市民同士が世代や属性を超えて、社会参加ができる活動の場づくり等を推進します。

3

計画の体系図

(目指すまちの姿 誰もが健やかで安心できるくらしを地域で支えるまち)

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

世代をつなぎ 未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち

1 地域で支え合える
人づくり

①ともに認めあう意識の醸成
(地域福祉教育の充実)

②誰もが健やかに地域活動に参加できる
意識の醸成

③地域共生社会の担い手づくりの推進

2 適切な支援を受けられる
仕組みづくり

①誰もが取り残されることのない包括的
な支援体制の整備

②福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の
推進

③適切な窓口につながるための情報発信
の充実

3 安心していきいきと
生活できる場づくり

①地域防災活動の整備・充実

②地域福祉活動を行う環境の整備・充実

③誰もが健やかに地域で支え合える居場
所づくり

基本目標1 地域で支え合える人づくり

① ともに認めあう意識の醸成(地域福祉教育の充実)

【現状と課題】

市民アンケートでは、近所付き合いに「満足している」人が85.3%に達する一方で、その内容は「挨拶程度」が47.1%と半数近くを占め、「相談や助け合い」まで関係が深まっている人は17.6%にとどまっています。また、近所に困りごとを抱える人がいた場合、「頼まれれば手助けする」という人は39.5%と最も多いものの、実際に地域福祉が推進されていると実感している人は少なく、約7割が「わからない・されていない」と回答しており、「いざという時に助け合える関係」と「実際の地域福祉の推進状況」に差異が生じています。住民の潜在的な「手助けしたい」という気持ちを実際の行動につなげるため、挨拶+αの関係づくりや、地域福祉への関心を高める取組が必要です。

【市の取組】

- 生きづらさを抱えた人への理解を促進し、困りごとに気づき気に掛けることができる市民を増やします。
- 孤独・孤立対策を推進し、互いに支え合う意識をもった市民を増やします。
- 地域福祉講座を実施し、市民に期待する役割を明確化することで、市民の福祉課題への理解を促進します。
- 認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップ講座を開催し、認知症の理解を深め、ともに生活できる市民を増やします。
- 社会を明るくする運動を通じて、更生保護への理解を深め、刑余者の方も受け入れられる気運を醸成します。
- 小・中学生における福祉教育を推進し、小・中学生が地域の福祉活動に取り組む環境の整備を進めます。
- 全てのケアラーに対する理解を深め、「介護する側」も一人の生活者として尊重される気運を醸成します。
- 障がい者等への合理的配慮を推進し、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。
- 多文化共生の意識を高め、互いに学びあう市民意識を高めます。

- 青少年の非行を防止し健全な育成を図るため、学校や警察などと連携し青少年を見守ります。
- 地域住民が主体となって地域生活課題を把握し、自分ごととして解決が図れる意識を高めます。

② 誰もが健やかに地域活動に参加できる意識の醸成

【現状と課題】

地域福祉に対するイメージは、「大変そう」が58.8%と過半数を占め、「わからない」も35.2%にのぼるなど、活動への心理的なハードルが高い状況です。活動への参加意向についても「わからない(40.0%)」が最も多く、参加したくない・できない理由として「時間に余裕がない(41.4%)」がトップに挙げられています。「地域福祉＝負担が大きい」という固定観念を払拭する必要があります。現役世代でも参加しやすい活動や、自身の楽しみや健康づくりが結果として地域貢献につながるような意識醸成が必要です。

【市の取組】

- 地域福祉に携わる団体等の日々の活動に感謝を表し、その想いや活動内容を広く周知します。
- 民間企業の社会貢献活動と協働し、地域課題を共に検討します。
- 幸齢社会の実現に向け、一次予防（病気の未然予防）、二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（再発予防・社会復帰）の取組を強化します。
- 地域福祉活動の場を活性化し、市民の地域福祉活動への興味関心を高めます。

※幸齢社会とは：高齢者が安心して歳を重ね、幸せに暮らせる社会

③ 地域共生社会の担い手づくりの推進

【現状と課題】

地域福祉活動への参加を阻む要因として、「高齢や持病（29.1%）」が挙げられていることや、高齢化率の増加から従来の担い手の高齢化が懸念されます。一方で、困っている人への対応として「民生委員などに相談する」と答えた人は23.4%おり、つなぎ役として地域の支援関係者への期待は高い状態です。特定の人に負担が集中しないよう、企業や若者など多様な主体が担い手として参加できる仕組みづくりが必要です。

【市の取組】

- 社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと協働し、地域生活課題解決に向けた取組を推進します。
- 高齢者の健康づくりのための介護予防講座の実施や、介護予防ボランティアを養成し、高齢者の自主的活動及び生きがいづくりを支援します。
- 地域で活動する民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、保護司、各種サポーター等の活動を支援します。
- 地域寄り合い処、地域子育てサロン等の地域福祉活動に携わる団体等へ支援を行い、活性化を図ります。
- 地域見守りあんしん事業を推進し、見守りの目を増やします。
- 幅広い世代が自治会活動に関わることを促進します。
- 社会福祉法人が地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援を行います。
- 民間企業や若者世代など、多様な主体が地域福祉活動を行うための情報発信や人材育成を行います。
- 学校や地域と連携を図り、次世代の担い手を育成し、地域福祉活動が円滑に継続できる仕組みづくりを検討します。
- 地域福祉人材の登録・マッチング等のコーディネート機能を強化し、一人ひとりのできることを生かした活動に参加できる仕組みづくりを検討します。
- 多世代の地域活動への参加促進に向けて、地域福祉課題に取り組むことのできるボランティア活動の在り方について検討します。
- 誰もが誰かの支え手になれるよう、それぞれの得意分野や経験を生かし、循環する地域社会に向けた人づくりを推進します。

基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

① 誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

普段の生活の困りごととして「生活費など経済的なこと」を挙げた人が32.6%となり、前回調査（19.4%）から大幅に増加しました。しかし、市や社会福祉協議会に「生活に困っている人を支援する窓口」があることを「知らない」人は45.8%となっています。属性や世代を問わず相談できる「包括的相談支援体制」を整備するとともに、支援が必要な人が孤立しないよう、アウトリーチ（訪問支援）を含めた支援体制、多分野との連携と窓口の認知度向上が必要です。

【市の取組】※詳細は第5章「重層的支援体制整備事業実施計画」に掲載

- 相談者の世代・属性にとらわれず継続的に支援できる体制を構築します。
- 支援を必要とする全ての人達に対応できる包括的支援体制を整備します。
- 住み慣れた地域で継続して生活できるよう、相談体制や各福祉サービスの充実に努めます。
- 孤独・孤立対策を推進し、様々な課題を抱える人が地域で取り残されることのない体制を構築します。
- 保健・医療・福祉・司法・住まい等との連携体制を確立します。
- 就労、住まい、健康等の生活上の悩みについて、対象者を限定することなく支援を行う生活困窮者自立支援事業の取組を拡充します。
- 身寄りのない人への支援の仕組みなど地域福祉における新たなニーズへの対応について検討します。
- 母子保健から療育、療育から教育、教育から福祉への連携がスムーズになるように連携を強化します。
- ひきこもり状態の方など、自ら支援を求めることが困難な方々のところに出向き、必要な支援を届けるアウトリーチによる支援機能の充実に取組みます。
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする刑余者への社会復帰の支援体制を検討します。
- 高齢、障がい、こども、生活困窮等の分野や属性別を問わず利用することができる共生サービスを推進します。

② 福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進

【現状と課題】

地域包括支援センターや福祉総合相談課での相談状況において、権利擁護の相談が増加しており、今後も、虐待や消費者被害等の権利侵害への早期発見・早期対応に努めることが必要です。

「近所や地域に気がかりな人の有無」の項目において、令和2年度調査と比較し、若干ではありますか、虐待が心配な高齢者、障害者の割合が増加しています。成年後見制度について「内容を知らない（名称も知らない含む）」と答えた人は約8割に達しており、制度の認知不足が顕著です。また、制度を利用したくない理由として「家族がいる（76.5%）」に次いで、「財産を管理されるのが不安（29.4%）」が挙げられています。認知症や単身高齢者の増加が見込まれる中、制度に対する漠然とした不安を解消する必要があります。制度の正しい理解を促す周知活動や、市民後見人の養成を含めた、誰もが個人として尊重され権利が守られる体制づくりが課題です。

【市の取組】

- 意思決定が尊重され、最期まで自分らしく生活できる環境を整備します。
- 虐待や消費者被害等の権利侵害への早期発見・早期対応に努めます。
- 身寄りのない方の権利擁護支援に向けた体制整備の検討を行います。
- 成年後見制度の適切な利用を促進します。
- 自分の健康に关心を持ち、人生会議などを通じ、自分らしく生活するための取組を推進します。

人生会議とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

③ 適切な窓口につながるための情報発信の充実

【現状と課題】

相談窓口の認知状況を見ると、「全く知らない」という人が14.8%存在します。情報の入手手段は「広報ふじのみや（77.8%）」「回覧板（53.3%）」が主流ですが、情報が届きにくい層への情報提供が課題です。特に、生活困窮や権利擁護など専門的な相談窓口の認知度が低い傾向にあります。デジタル媒体の活用及び図やイラストを用いた相談者の特性に合わせた発信の仕方など、情報を本当に必要としている人に確実に届けるための工夫が必要です。

【市の取組】

- 広報、ホームページ、公式SNS等を活用し、地域福祉活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 支援を必要とする人が、本人に適した必要なサービスにつながるための情報発信を行います。
- 市が発信する情報において、図やイラストを用いるなど情報発信におけるバリアフリー化を推進します。
- 相談者の特性に合わせた合理的配慮をした情報発信に努めます。
- ＩＣＴを活用した相談支援等多様なあり方を検討し、誰もが相談しやすい体制を構築します。

基本目標3 安心していきいきと生活できる場づくり

① 地域防災活動の整備・充実

【現状と課題】

地域に期待する役割として「災害時の対応」が46.4%で最も高くなっています、防災意識の高さがうかがえます。しかし、避難行動要支援者を支援する「避難行動要支援者名簿」への登録方法については前回より9.5%高まったものの約8割が「知らない」と回答しています。また、災害時に社会福祉協議会が行うボランティア派遣の仕組みも84.7%が認知していません。「手助けが必要な人」と「手助けしたい人（47.3%が協力意向あり）」をつなぐ仕組みが十分に機能していません。名簿制度の周知徹底や、個別避難計画の作成を通じた平時からの関係づくりなど、実効性のある地域防災体制の構築が課題です。

【市の取組】

- 避難行動要支援者制度の周知・啓発活動を行い、自助・互助の意識醸成の強化に努めます。
- 地域防災に対する意識を醸成し、発災時の市民の役割を明確化します。
- 避難行動要支援者名簿を活用して安否確認ができるようなルールづくりに努めます。
- 個別避難計画の作成を推進します。
- 個別避難計画に基づいた訓練を行い、定期的に計画が見直されるよう推進します。
- 福祉避難所のマニュアルに基づき、避難所の具体的な受入体制について協議します。
- 災害時の医療救護体制を確立し、発災時に速やかに開設できるよう努めます。
- 地域住民に対し災害時医療救護活動に関する訓練・講習等を実施し、啓発に努めます。

② 地域福祉活動を行う環境の整備・充実

【現状と課題】

居住地域で「暮らしやすい地域福祉環境づくり」が推進されている実感を持てない人が約8割を占めています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住まいの確保支援や、移動支援、バリアフリー化といったハード面の整備に加え、地域全体で生活を支える環境（ソフト面）の充実を進めています。

【市の取組】

- 居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方について検討する仕組みをつくります。
- 交通弱者に対する移動支援について、既存の公共交通や事業の精査とともに、福祉的な視点に立った支援のあり方を検討します。
- 各種寄附、寄贈を地域に還元し、地域福祉活動の活性化を行います。
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取り組み、公共施設の機能充実を目指します。
- 住民活動の拠点として、市内に設置した公民館・地域学習センターや交流センターが活用できるようを推進します。
- 地域創生、まちづくりの推進とともに、民産学官が協働し、地域福祉活動が行いやすい環境をつくります。
- 世代や分野を超えて、互いを知り学びあう場をつくり、ともに地域福祉活動が行える場を確保します。
- 介護予防ボランティア等で養成された高齢者の活躍・活動の場を確保します。

③ 誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり

【現状と課題】

地域での「障がい者や高齢者の社会参加」について、約8割の市民が進んでいる実感を（あるいは現状を）把握していません。制度の狭間にいる人や、ひきこもり状態にある人など、既存の縦割りの福祉サービスではカバーしきれない人々の「居場所」が不足しています。サロンや通いの場を、参加者が役割を持ち、誰もがアクセスしやすい環境の整備を進めていきます。

【市の取組】

- 高齢者や障がい者、子育て世代の人、認知症の人、ひきこもりの人、外国人、不登校の子ども等、あらゆる人が社会とつながり、活躍できる居場所づくりを支援します。
- 一次予防（病気の未然予防）、二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（再発予防・社会復帰）と、地域づくり活動との連動した居場所づくりを推進します。
- 居場所に参加したくてもできない方が参加できる仕組みを検討し、参加支援を行います。
- 居場所がそれぞれの分野を超えたつながりを構築できるように、新たなつながりができるようなプラットフォームを構築します。
- 地域寄合処や子育てサロン等で健康の維持・向上の意識に根付く居場所づくりを推進します。

重層的支援体制整備事業実施計画

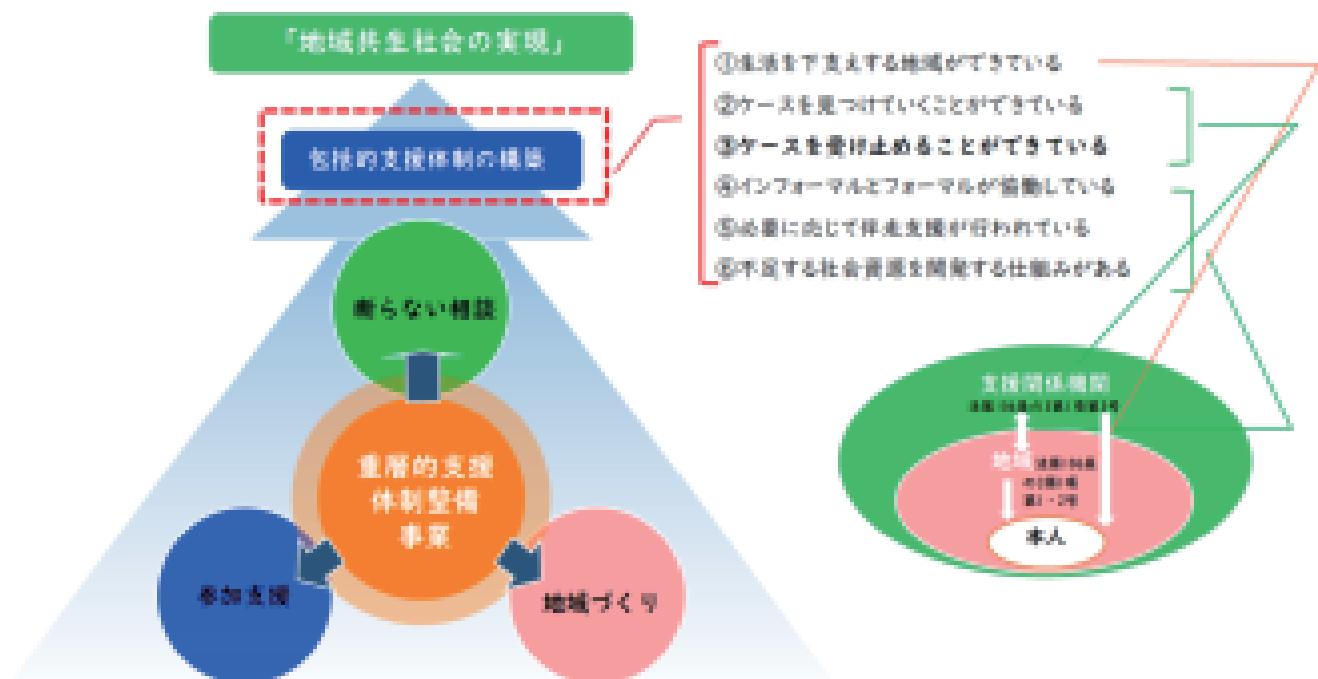
1 計画の目的

少子・高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が増加し、また、地域における人間関係が希薄化する中で、困りごとを抱え続ける生活困窮者等が散見されるなど、その内容は従来の各福祉分野（高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮等）の狭間となるような、複合的で複雑化したものとなっており、市民が安心して生活をしていくためには、住民一人ひとりが抱える課題に対応する「地域力」の向上が必要となっています。

当市では、令和4年度から関連分野の計画との整合を図り、2年に渡り保健福祉部内で事業のあり方を検討し、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、令和6年度から開始しました。関係機関と共に認識を図り一つのチームとして取り組み、地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりに役割がある、社会参加の機会がたくさんあるまちづくりを目指しています。

地域共生社会を目指す図

包括的支援体制の評価指標①～⑥



一般社団法人 コミュニティネットハピネス 土屋幸己氏作成

2 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業であり、社会福祉法（第106条の4第2項）に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することとされています。

- ・包括的相談支援事業（第1号）
- ・参加支援事業（第2号）
- ・地域づくり事業（第3号）
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）
- ・多機関協働事業（第5号・第6号）

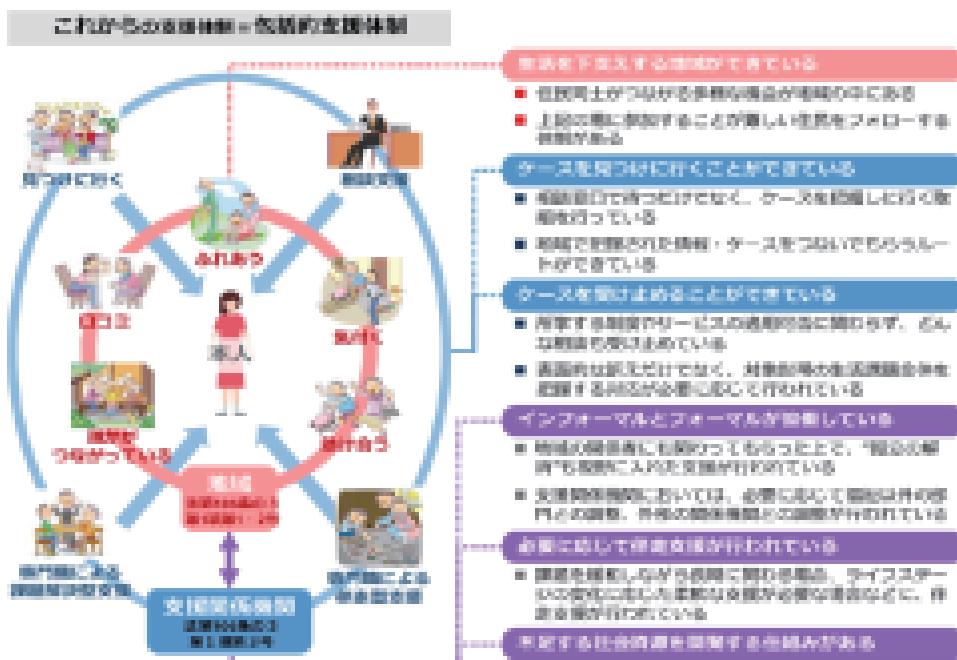
既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（①つながる ②つなぐ ③場をつくる）に取り組み、誰一人取り残されない支援体制を構築します。



3つの支援 + 多機関協働事業			
① つながる 世代や属性を問わない 相談支援体制の構築	包括的相談 支援事業	地域包括支援センターの 運営	多機関協働事業 アウトリーチ等 を通じた継続 的支援事業
		障がい者相談支援事業	
		利用者支援事業	
		生活困窮者自立相談支援事業	
② つなぐ 多様な参加支援	社会参加にむけた支援 (相談と地域資源をつなぐ・狭間のニーズに 対応する)		参加支援事業
③ 場をつくる 地域づくりに向けた支援	地域づくり 事業	地域介護予防活動支援事業	
		生活支援体制整備事業	
		地域活動支援センター事業	
		地域子育て支援拠点事業	
		生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	

包括的支援体制の整備と重層事業の整理

<「包括的支援体制」の像>



(出典)包括的支援体制整備が努力義務になっているなんて知らなかったひとへのガイドブック
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング
この図の中の指標 ※1~6について評価を実施します

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画の上位計画である「第5期富士宮市地域福祉計画」においても、重層的支援体制整備事業に取り組むことを明記しており、事業を推進することで地域共生社会の実現に取り組みます。あわせて、総合計画や各分野別の計画及び富士宮市社会福祉協議会が策定した富士宮市地域福祉活動計画とも整合・連携するとともに、各分野を横断かつ包括する計画とします。

4 計画の期間

本実施計画の期間は、富士宮市地域福祉計画（現行第5期計画期間 令和8年度から12年度）との整合を図った期間とします。

また、P D C Aサイクルの管理に従って、毎年度、富士宮市重層的支援体制推進会議や関連機関等との間で施策や目標に関わる取組状況、実績評価を踏まえた見直し検討等を進め、計画内容を充実したものとしていきます。

5 事業評価（令和6年度・7年度の評価）

包括的相談支援事業

- ・「まるごとつながる相談窓口」のチラシを作成し、各公共施設の窓口に配架及び民生委員・児童委員に配布し、地域住民へ周知した。
- ・市役所職員を対象に「研修会」を実施し、各窓口での断らない相談体制の強化につなげた。

参加支援事業

- ・参加支援事業の利用となった対象者は「ひきこもり状態」の方が多い分析結果であった。
- ・ひきこもり当事者の趣味を糸口に、社会参加の「居場所」につなげることができた。
- ・地域活動支援センターでは、障がい者以外の方を受け入れられる体制を構築できた。

地域づくり事業

- ・市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや、生活支援体制整備事業の協議体担当者と情報交換をし、地域住民の活動について確認できた。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・アウトリーチ支援員が市社会福祉協議会に配置されたことにより、ひきこもり状態の人や、8050問題の50代側の支援者が不明確だった方への支援が展開できるようになった。

・社会的ひきこもりの調査について(令和6年度実施)

(対象) 民生委員・児童委員、福祉・医療の相談業務を担う機関（76機関）に対してアンケート調査を実施した。

(調査結果) 民生委員・児童委員では48人、相談業務の事業所では42人の方を把握していた。状況的には、ひきこもりの方の高齢化・長期化が進み、8050問題も顕在化していた。また、不登校からつながる、ひきこもりの方も見られた。

(対応) ケースごと状況確認をし、包括的相談支援事業所などにつなぎ、既存の制度では対応が難しい場合には、重層的支援会議・支援会議（つながる会議）を開催した。

多機関協働事業

- ・保健福祉部各課に「連携担当者」を配置し毎月1回会議することで、各機関の役割を明確にできた。
- ・重層的支援会議を開催し、支援の方向性を定めた支援プランを作成できた。

<各会議開催件数>

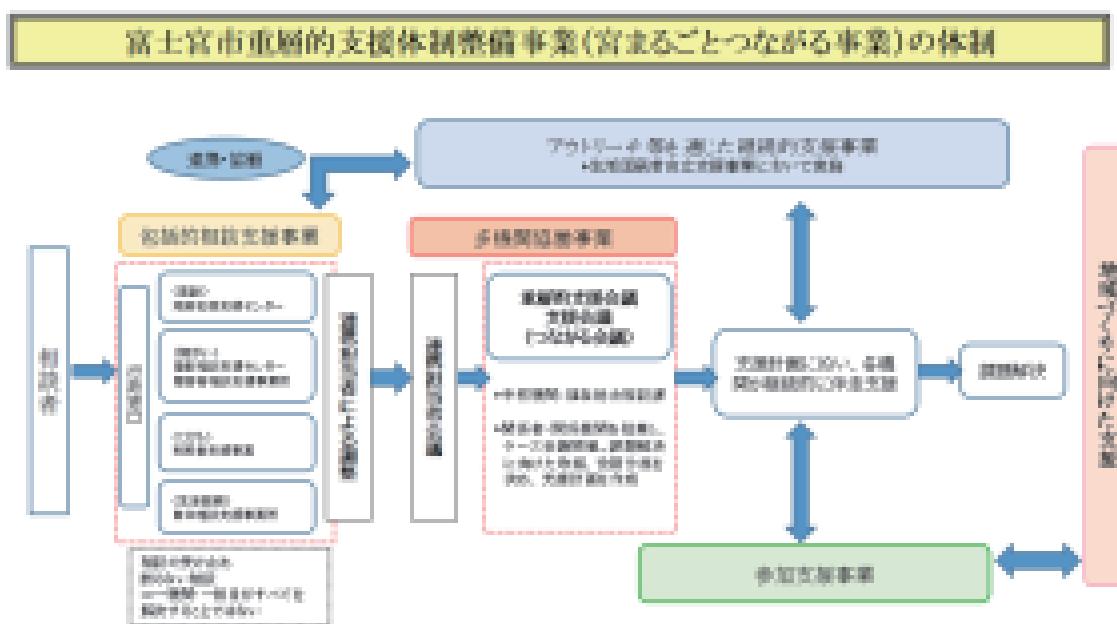
	令和6年度	令和7年度 (12月末まで)
連携担当者会議	12回	10回
各連携担当者から提出事例	16事例	9事例
検討後、重層的支援会議・支援会議(つながる会議)が必要と判断された事例	10事例 ひきこもり(高齢者虐待・8050問題など同居者のひきこもり)6人 母子(不登校)1人 健康問題2人 ネグレクト(障がい者虐待)1人	3事例(新規) ひきこもり(8050問題など同居者のひきこもり)3人
重層的支援会議開催 (中核機関としてプラン作成)	8事例(男性6人:女性2人)	10事例(男性7人:女性3人) 2(新規)8(継続)
アウトリーチ支援プラン作成	5件	7件 2(新規)5(継続)
参加支援プラン作成	4件	6件 1(新規)4(継続)
プラン終結	0件	4件
支援会議開催	2事例(男性1人:女性1人)	1事例(女性1人)

令和8年度以降の評価方法

包括的相談支援事業及び地域づくり支援事業においては、各課における既存の事業評価を継続します。事業の全体評価は、福祉企画課が所管する地域福祉計画推進プロジェクトにおいて、包括支援体制の評価指標に基づき評価します。

評価結果については、地域福祉計画策定専門委員会やセーフティネットワーク会議の場で報告し、委員に意見を求めます。

6 事業の実施体制及び実施内容



富士宮市では、保健福祉部各課に連携担当者を配置し、担当者間で協議を行うことで、重層的支援体制として取り組む事例か否かの判断及び事例の進捗管理を円滑に行うことができていることが特徴です。

包括的相談支援事業(第1号事業)

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行います。既存の各分野における相談支援を重層的支援体制整備事業として一体的に実施し、利用可能なサービス等に関する情報の提供及び助言、支援関係機関等との連絡調整を行います。

【現状】

【介護】地域包括支援センター事業

既存の制度にあてはまらないケースへの対応に苦慮していたが、重層的支援会議において支援方針や役割分担が明らかになり、地域包括支援センターがケースを抱え込む心配が薄らぎました。

【障がい】相談支援事業

相談件数の増加のみならず、複合的な問題を抱えた相談が増加しており、適切な対応、支援ができるよう体制整備を行う必要があります。

【こども】利用者支援事業

出生数は減少しているものの、相談件数は増加しており、その内容も複雑化・複合化しています。こどもの問題というよりは、親の問題が大きく、こども未来課、健康増進課、障がい療育支援課等の複数課で協議し対応しています。

【困窮】自立相談支援事業

課題解決できぬまま支援が途絶えてしまったケースの実態把握、サポートを継続する体制づくりが必要です。

【施策・目標】

- ① 行政窓口をはじめ各包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代を問わず相談を受け止め、抱える課題の整理を行います。
- ② 複雑化・複合化した課題を抱え支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例については、各分野の連携担当者に支援を依頼します。
- ③ 相談がつながりやすくなるよう、相談窓口の周知や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、見守り安心事業協力事業所等、地域住民や地域の多様な団体とネットワークを構築します。

参加支援事業(第2号)

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯のニーズ等に対応し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、あらゆる市民が役割を持てるような居場所や出番をつくる「参加」の機会を増やすため、市内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

【現状】

- ・高齢分野で実施している「地域寄り合い処」では、世代や属性を問わない参加者が参加できる居場所が一部で生まれてきています。
- ・障がい分野では、地域活動支援センターで障がい者以外の方を受け入れできるよう「内職ステーション」を開設し世代や属性を問わない参加者が参加できる環境を整えました。

【施策・目標】

- ① 社会福祉法人や地域協力事業所・者等に対して他者との交流機会や就労準備等を行う機会となる受け入れ先を開拓し、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムを創出していきます。
- ② 参加の機会を必要とする住民が、希望する参加の場を利用できるように、その参加希望者・協力者との調整を行い参加支援事業としての仕組みづくりを行っていきます。
- ③ 誰でも気軽に参加できる居場所やコミュニティなどの場づくりをし、その中で本人の役割づくり等を支援します。
- ④ 福祉以外の分野にも働きかけを行い、多様の場の創出に取り組み、孤立の解消を視野に入れた支援を行います。

事業名	運営形態
参加支援事業	委託

重層的支援体制整備事業で活用する既存の資源としての一例

主な対象者	社会参加資源等
高齢者	地域寄り合い処・スロトレ等
	認知症カフェ
	就労場所
障がい者	就労継続支援 B 型事業
こども	地域子育てサロン
	園庭開放
	地域子育て支援センター
生活困窮者	生活困窮者等世帯の子どもの学習・生活支援事業

地域寄り合い処・スロトレ等の詳細については、「地域資源情報 生活支援体制整備事業」「一般介護予防事業の案内」に掲載をしています。

地域づくりに向けた支援事業(第3号事業)

既存の法体系に基づく拠点づくり以外のため、地域づくりに向けた支援事業は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性や気に掛け合う関係性が地域の中でうまれるよう促し、共に生きる力を育みます。さらに多様な地域づくりの担い手が出会い学びあうプラットフォームを促進することで地域における活動の活性化や発展を図ります。

また、居場所の整備とともに、各拠点において把握及び受け止めた課題を専門機関等につなぐ流れを整備することで、必要な相談や参加支援につないでいく体制を構築します。

【現状】

【介護】一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)

スロトレ、脳トレ等の介護予防ボランティアの育成・活動支援、地域寄合い処の運営支援を継続して行っています。使用する会場が限定してきており、会場確保の方法について検討が必要です。

【介護】生活支援体制整備事業

通院、買い物などの移動支援が必要な高齢者が増えており、第一層協議体の大きなテーマとなっています。

【障がい】地域活動支援センター機能強化事業

制度の狭間にあるケースの受け入れ等、新たな取組について検討を行います。

【こども】地域子育て支援拠点事業

子育て支援に関するサービスメニューについて検討中です。

【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

既存事業で行ってきた地域づくりの取組を把握したうえで、それら取組との連動を考える必要があります。

【施策・目標】

- ① 人と人、人と地域がつながり支え合う関係性を育み、見守りなどのセーフティネットの充実を図ります。
- ② 高齢、障がい、こども、生活困窮者等の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。
- ③ 興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や、これまでつながりの薄かった分野の取組と積極的につながりをもつように努めます。
- ④ 分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成します。

重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

福祉分野	事業名	運営形態
高齢者	介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	直営
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	直営 委託
障がい者	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	委託
こども	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項)	直営
	(子ども・子育て支援法第59条第9号)	委託
生活困窮者	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者就労準備支援等事業等実施要項)	委託

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号事業)

長期に渡りひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けられるよう伴走支援を行います。

【現状】

困り感があるが相談につながっていない市民や民生・児童委員等から相談につながるよう事業の周知を行い、相談のあった方は、重層的支援会議につなげ、支援プランを作成しています。また、家庭訪問や電話連絡等を実施し、ひきこもり当事者やご家族等へのアプローチを行っています。

【施策・目標】

- ① 高齢、障がい、こども、生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例を支援します。
- ② 本人と直接対面することや、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。
- ③ 地域住民のつながりや、様々な支援関係機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見できる入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握に努めます。

事業名	運営形態
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託

多機関協働事業(支援プランの策定)(第5号・第6号)

多機関協働事業は、包括的相談支援事業者等から繋がれた複数の支援関係機関の連携による支援を必要とする地域住民に対し、多機関が協働して支援の方向性や役割分担を検討していきます。多機関協働事業者は地域生活課題を解決するために支援プランを作成し、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援事業と一体的に進めていきます。

【現状】

- ・事業につながったケースについては、各分野が従来の役割のみにとらわれることない支援をしていく意識の醸成が少しずつなされています。

【施策・目標】

- ① 福祉総合相談課が中核機関となり、多様な関係機関との連携やアウトリーチ・参加支援・地域づくり支援事業と連動させていきます。
- ② 各分野の連携担当者と調整し、単独の包括的相談支援事業者では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対する解決に向けた重層的支援会議・支援会議（つながる会議）を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランを作成します。
- ③ 重層的支援会議・支援会議を通じ、支援関係機関の対応力向上を目指します。
- ④ 多機関協働事業で抽出された地域生活課題等については、各種計画等における包括的相談支援体制や地域づくり支援事業と連動させ新たな施策整備を目指していきます。

事業名	運営形態	相談窓口・事業所名
多機関協働事業	直営	富士宮市 福祉総合相談課

※「支援会議」

社会福祉法第106条の6に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、必要な資源開発にむけた検討等を行う。個人情報の取扱いについては、本人同意が必要。

成年後見制度利用促進基本計画

1 現状と課題

(1) 成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人の財産や権利を擁護し、支援していく制度です。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。また、障がい者を介護する方の高齢化等に伴い、今後、成年後見制度の利用が必要な障がい者が増加すると考えられます。

令和6年12月末時点における本市の成年後見制度の利用者数は262人ですが、市内の高齢者施設、障がい者施設、居宅介護支援専門員、相談支援専門員及び富士圏域にある入院病床を有する精神科病院を対象とした令和6年9月の実態調査では、現在もしくは近い将来、制度の利用が必要と思われる人の合計は260人で、潜在的なニーズが多いという結果でした。一方、市民の成年後見制度の認知度は低く、「制度名は知っているが、内容は知らない」の割合が53.6%、「制度名も内容も知らない」の割合が26.4%というアンケートの結果となっています。

(2) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談件数は、年度によって変動がありますが、増加傾向にあります。特に身寄りのない方（親族がいない又は親族がいても支援が受けられないというケース）の相談が増加しています。将来に備えて、今から何ができるか検討したい（任意後見制度の活用等）という相談も増えています。

さらに、高齢者や障がいのある人等の成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない人に対して経費の一部又は全部を助成する成年後見制度利用支援事業の利用者も増加しています。

【前回計画の具体的な取組における評価指標】

	取り組み内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普及・啓発	市民及び専門職向け講演会並びに研修会の開催回数	2	3	3
相談体制の充実	保健福祉部及び各地域包括支援センターへの相談件数	470	677	510
利用支援	市長による審判の申立件数	13	19	12
	後見人等報酬助成件数	29	33	30
担い手育成	市民後見人養成基礎講座参加者			12
	市民後見人養成本講座参加者			4
	養成終了人数			4
	名簿登録人数（各年4月1日現在）	9	13	13
	フォローアップ研修 開催日数	3	4	4
	フォローアップ研修 参加人数	36	49	47
ネットワークづくり	ネットワーク会議の回数	6	6	5
	受任者調整（マッチング）件数	15	22	19

（3）課題

市民一人ひとりがどのような状態になっても、意思決定をしていく主体者として地域社会に参加できるための意識醸成を図る必要があります。あわせて、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人等の権利を擁護するため、支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援に結び付けることが重要です。また、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る支援の推進のために、権利擁護支援策の総合的な充実に向けた検討が必要です。

【市の取組】

- ・支援を必要としている当事者が地域生活に参加し、共に生活するための意思決定支援に関する取り組みを推進します。
- ・中核機関(権利擁護支援推進センター)の機能、体制を強化します。
- ・地域連携ネットワークづくりの推進及び強化します。
- ・権利擁護意識を持った市民の育成及び支援体制の整備を推進します。
- ・新たな権利擁護人材(権利擁護サポーター等)の育成等について検討し、どのような状態になっても誰もが意思決定できる体制を整備します。
- ・成年後見制度の見直しに伴う権利擁護支援策と、持続可能な権利擁護支援に向けた取組を検討します。
- ・相談窓口の広報、周知を強化します。
- ・市民や関係機関に対し、任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度に関する正しい理解を促進します。
- ・市長申立てを適切に実施します。
- ・成年後見制度利用支援事業を推進します。

2 具体的な取組

(1) 中核機関（権利擁護支援推進センター）の機能、体制の強化

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の役割には、①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能があります。

地域連携ネットワーク及び中核機関（権利擁護支援推進センター）が担うべき具体的機能等については、次に掲げる①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能が求められています。また、これらの4つを整備・強化するとともに、不正防止にも配慮します。

本市においては、行政と富士宮市社会福祉協議会を中核機関（権利擁護支援推進センター）として位置づけ、富士宮市社会福祉協議会に市民後見人の育成及び活動支援を業務委託し、中核機関（権利擁護支援推進センター）の運営を協働して行います。



(2) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図れるよう地域連携ネットワークの関係機関と共に、包括的・重層的・多層的な支援体制を構築します。地域連携ネットワークの推進のために、富士宮市権利擁護ネットワーク会議を開催します。

会議は地域連携ネットワークの関係機関が集まり多職種間の連携強化、権利擁護に関する課題の検討、調整、解決策等を協議する全体会と、個別ケースの検討等チームとして支援する案件が生じた際、必要に応じて招集する作業部会の2層構成とします。また、全体会では地域課題の把握及び分析を行い、総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討を行います。あわせて、民間企業とも協働し、持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討します。



【地域連携ネットワークにおける役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度を理解する ・成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげる ・市民後見人養成講座や権利擁護に関する講演会に参加する ・市民後見人の活動を理解し、その活動に協力する ・最期まで自分らしく生活するための準備をする
専門職 及び 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度について理解を深め、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなげる ・中核機関（権利擁護支援推進センター）及び地域包括支援センター等の相談機関との連携を強化する ・サービス提供をする際に本人の意思決定について支援する ・成年後見人等の活動を理解し、ともに本人の支援を行う
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関（権利擁護支援推進センター）として、行政と協働し運営を行う ・市民後見人の育成や活動支援を行う ・法人後見事業を行う ・市民及び専門職に対して任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度の普及・啓発を行う ・意思決定支援に関する取り組みを推進する
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関（権利擁護支援推進センター）として、権利擁護に関する全市的な体制を整備する ・相談機能を充実させる ・市民及び専門職に対して任意後見制度を含めた成年後見制度及び関連諸制度の普及・啓発を行う ・意思決定支援に関する取り組みを推進する ・富士宮市権利擁護ネットワーク会議を開催する ・地域課題の把握及び分析を行い、総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討を行う ・持続可能な権利擁護支援に向けた取り組みの検討をする

(3) 市民後見人等の権利擁護意識を持った市民の育成・支援体制の整備

近年、親族以外の第三者後見人が選任される割合が高まっています。第三者後見人として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されることが多かったのですが、これら専門職は、受任できる件数が限られていることから、第三者後見人の担い手として市民後見人への期待が高まっています。また、同じ地域に暮らす生活者の立場で本人の意思を丁寧にくみ、その決定を支援できる人材としての役割が期待されています。

市民後見人の活動を普及・啓発し、市民後見人の認知度の向上を目指します。市民後見人を養成し、その活用を図ること等によって、市民の権利擁護を推進できると考え、市民後見人を継続的に養成・育成し、その活動を支援する取組を継続的に行います。

新たな権利擁護人材（権利擁護センター等）の育成等について具体的に検討し、どのような状態になっても誰もが意思決定できる体制を整備します。

【市民後見人養成の流れ】

	市民	行政・市社会福祉協議会
1年目	養成研修の受講 基礎研修 1日 養成研修 50時間(実習含む)	市民後見人養成講座の実施
2年目	名簿登録 社会福祉協議会の権利擁護事業に従事 フォローアップ研修の受講	1 権利擁護事業従事者への指導・監督 2 フォローアップ研修実施 3 市民後見人名簿登録者の選定・名簿作成 4 市民後見人名簿登録証発行
3年目 以降	市民後見人として活動開始 (富士宮市社会福祉協議会が監督人)	市：家庭裁判所へ市民後見人を推薦 市社協：市民後見人の後見監督人として活動

3 評価指標及び評価方法

本計画に基づく、各取組及び事業の進捗管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。

評価方法については、下記評価指標に基づき、富士宮市権利擁護ネットワーク会議において、進捗状況や実施状況等を確認評価することにより、必要に応じて計画の見直し等を行います。

取り組み内容	
普及・啓発	市民及び専門職向け講演会並びに研修会の開催回数
	市民及び専門職向け講演会並びに研修会の参加者数
	チラシ、リーフレット、パンフレットの配布数
相談体制の充実	保健福祉部及び各地域包括支援センターへの相談件数
利用支援	市長による審判の申立件数
	申立費用助成件数(市長申立以外)
	後見人等報酬助成件数
担い手育成	市民後見人養成基礎講座参加者
	市民後見人養成本講座参加者
	養成終了人数
	名簿登録人数（各年4月1日現在）
	フォローアップ研修の開催日数
	フォローアップ講座の参加人数
ネットワークづくり	ネットワーク会議の回数
	受任者調整（マッチング）件数

第7章

計画の推進体制

1 計画の周知

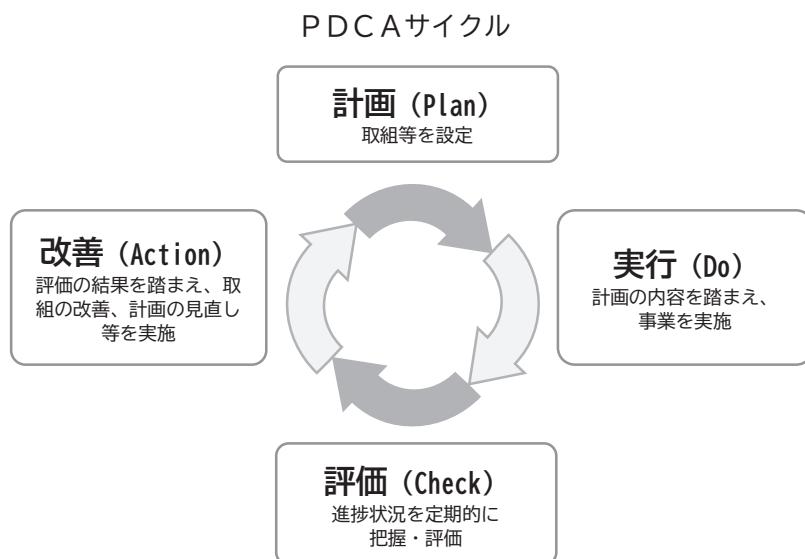
地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所などすべての人が共通の認識を持つことが重要です。そのため、広報誌やホームページに掲載等、様々な機会をとらえて周知を図ります。

2 計画の推進体制と管理・評価

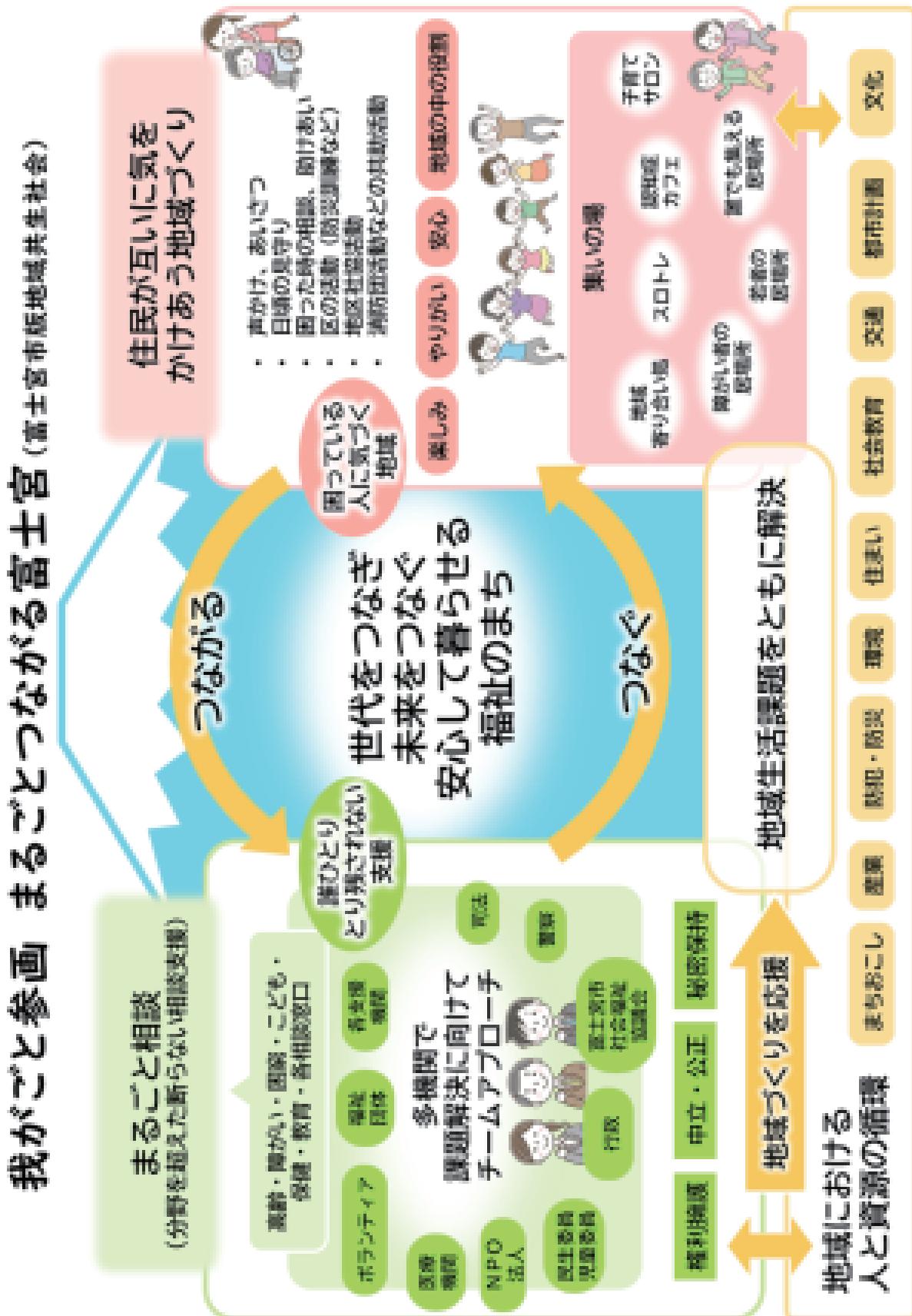
地域課題への取り組みについての協議や意見交換をする場を確保するとともに、社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や自助・互助・共助・公助の在り方を検討します。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「P D C A」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行つてしていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。

また、本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するため、毎年度、関係する事業等の進捗状況を評価していきます。



3 富士宮市が目指す『地域共生社会』のイメージ図



『我がごと参画 まるごとつながる富士宮』とは

意味はとてもシンプルであり、お年寄りも、障がいのある人も、こどもも、今は少し生活に困っている人も「誰一人取り残されない」で、みんなが一緒に、いきいきと暮らせるまちをつくろう！という目標を図で描いています。

1. 『住民が互いに気をかけあう地域づくり』とは

地域のあたたかい「つながり」を目指す、地域住民が主となる内容です。

日常でのあいさつを通じて「最近あの人を見かけないな」という、近隣住民だからこそ気付ける「小さな気づき」が、誰かの孤立を防ぐこと、時には命を救うきっかけになります。

いざという時、頼りになるのは近くの隣人（友人）です。図にある「防災訓練」や「地区社協活動」は特に互助の要です。「気をかけあう」ことは、このまちの安全を守る最初の砦となり、このような行動が地域力を高める大きな力になります。

2. 『まるごと相談（分野を超えた断らない相談支援）』とは

行政を中心に学校など関係機関が連携し、誰一人取り残されない支援を目指すという内容です。

日常生活では、自分だけでは解決できない、難しい問題が起きることがあります。「介護と育児が重なってしまった」、「病気で働けず生活が苦しい」など問題は複数重なっている状況もあります。

その際に相談を受ける機関は、まず「まるごと」受け止め、解決するための内容に合わせて専門機関が連携しサポートにつなげていきます。これが、市民の生活を支えるセーフティネットの役割となります。

3. 地域における人と資源の「循環」

このように、地域共生社会では「困っている人に気付く地域」と「行政をはじめとする専門的に支える多機関チーム」が車の両輪のように連動していきます。また、地域には居場所をはじめ、産業や文化といった様々な資源があります。地域における人と資源の循環に取り組んでいくことで、普段は支えられる側であった人も得意分野や経験を活かし、環境によっては誰かを支える側になるという「誰もが誰かの支え手」となることを推進します。

地域共生社会を実現するために大切なことは、「民産学官の連携」です。住民（民）、企業や産業（産）、学校など教育機関（学）、そして行政（官）が連携し、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指していきます。

第2部 地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画策定の趣旨

富士宮市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、社会福祉法第109条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることを踏まえ、平成20年から概ね5年ごとに、地域住民をはじめ、地域の関係団体や企業、行政などとの連携や協働のもと、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今日の地域社会は、少子高齢化による人口減少、核家族化や高齢者世帯の増加の他、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、同じ地域に暮らす住民同士のつながりの希薄化が進んでおります。それに加え、不登校やひきこもりをはじめとする社会的な孤立、貧困、8050問題（80代の親と50代の無職の子の同居世帯の増加）、ダブルケア（介護と育児を同時に使う世帯）、また自殺者が後を絶たないなど、複雑で複合的な社会問題が顕在化し、公的サービスや制度だけでは対応しきれない課題が増加しております。

このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指していきます。

市社協では、住民主体の地域福祉活動を推進し、地域の助け合い・支え合いの仕組みを強化し、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指し第5期地域福祉活動計画を策定しております。

2 計画の期間・評価

この計画は令和8年度を初年度として、令和12年度までの5年間を計画期間とします。社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、年2回評価し、必要に応じて見直しを行います。

3 これまでの活動計画のあゆみ

富士宮市社会福祉協議会では、平成20年度よりおおむね5か年を計画期間とする活動計画を順次策定し、地域福祉の推進を図るための施策・事業を実施してまいりました。

第1期地域福祉活動計画（平成20年4月～平成25年3月）

↓
基本目標：「人にやさしい福祉のまちづくり」

推進内容：地域をステージにした事業を展開し、住民のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活できるよう取り組みました

第2期地域福祉活動計画（平成25年4月～平成28年3月）

基本目標：「ふれあい」「ささえあい」「まなびあい」

～地域における連携・協働を進める～

推進内容：予防・ニーズの発見（声掛け・見守り）から、孤立・孤独を無くし、地域で温かく寄り添えるような地域づくりに向け取り組みました。

第3期地域福祉活動計画（平成28年4月～令和3年3月）

基本目標：住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らしあえる福祉のまちづくり

推進内容：同じ地域に暮らす住民同士のつながりを基盤として、お互いに支えあい、助け合いながら、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるよう取り組みました。

コロナ禍により地域との対話の機会が得られないことから策定を1年遅らせました

第4期地域福祉活動計画（令和4年4月～令和8年3月）

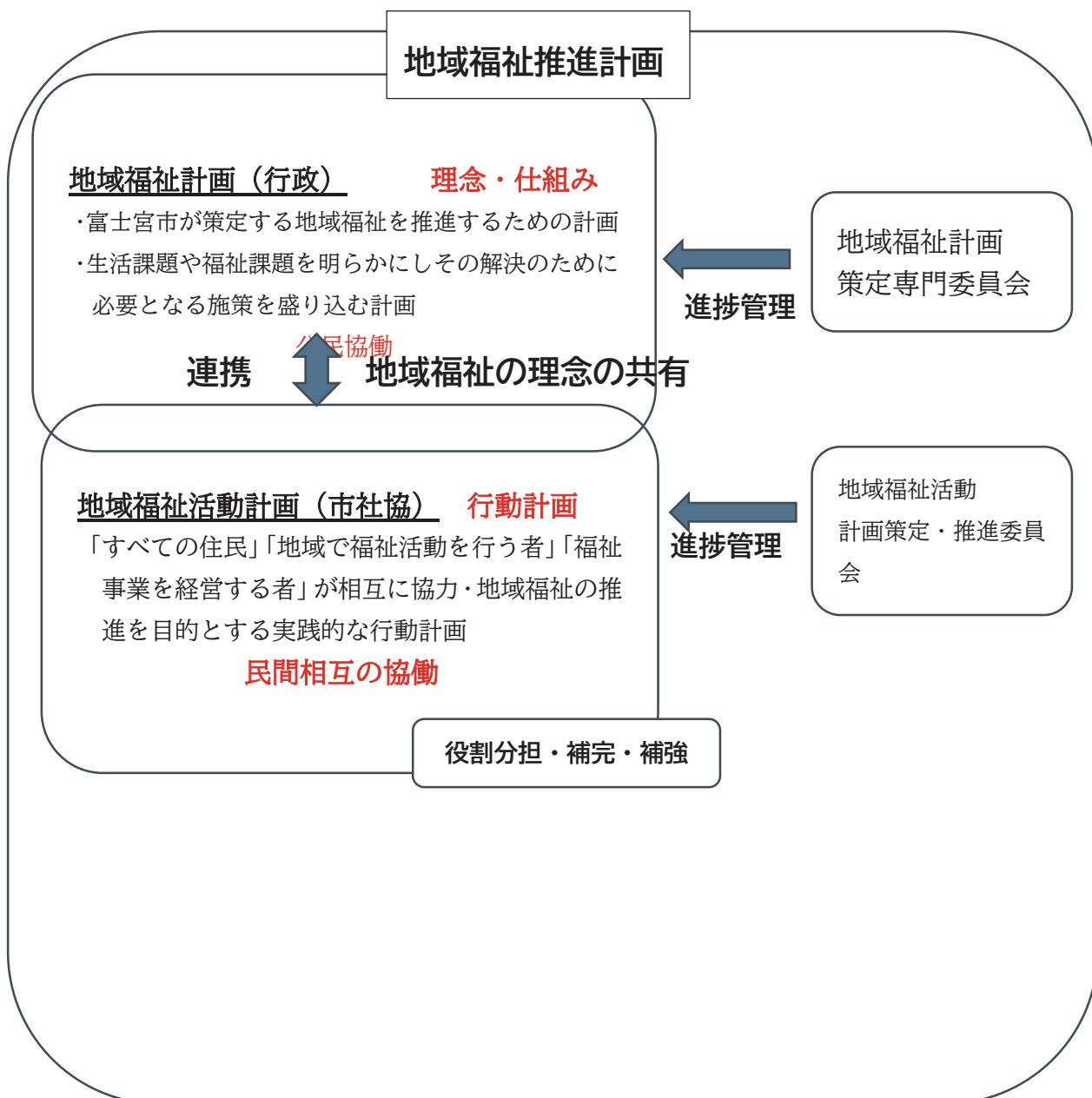
基本目標：いきいきと暮らし 心をかけあう福祉のまち

推進内容：すべての人々が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目指し、市内14か所の各地区社協ごとの取組みを明確にしました。

評 価：地区社協が社会情勢（ひきこもり支援・8050問題など）に目を向け、地域課題として捉え意識の醸成に努めました。その課題における地域の役割を整理し着実に歩みを進め概ね達成できました。継続課題は、第5期の計画として地区社協の事業として取り組みます。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

富士宮市地域福祉活動計画は、富士宮市が策定する富士宮市地域福祉計画と、地域福祉推進における両輪として策定しています。両計画は相互に補完し合い、一体的に推進するものであるため、富士宮市と富士宮市社会福祉協議会では、計画の策定及び推進を連携・役割分担しながら進めております。

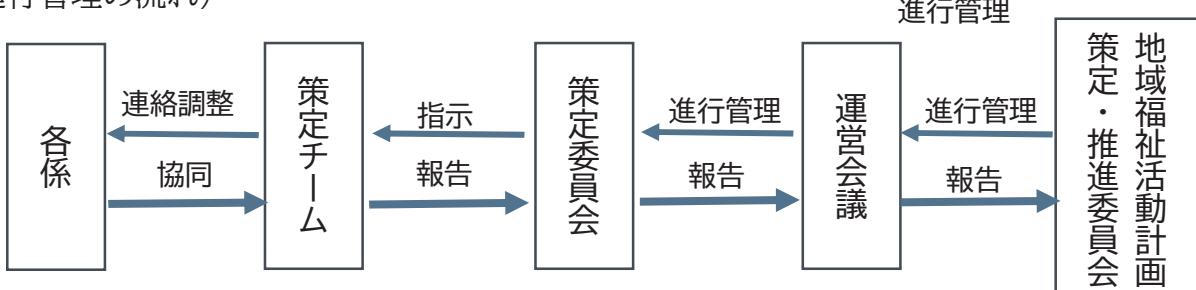


①進行管理について

第5期地域福祉活動計画を実行性の高い計画とするために、これまでと同様に、P D C Aサイクル（P L A N（計画）→D O（実施）→C H E C K（検証）→A C T I O N（改善）の繰り返し）に基づき、進行管理を行います。



(進行管理の流れ)



③計画に関する意見集約

地区社協はじめ地域の活動者及び各事業の対象者に向け、適宜意見集約を行うとともに、必要に応じアンケート調査を実施し、計画の見直しや次期計画に反映できるよう整理します。

5

体系図

①地域福祉活動計画 体系図

基本理念	基本目標	基本施策			市社協の方針
世代をつなぎ、未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち	地域で支えあえる人づくり	基本施策1	富士宮市	ともに認めあう意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉を知る・見る・感じる ●地域福祉教育の実践
			市社協	ふくしを学んで地域を育てる	
			地区社協	一人ひとりに目を向ける	
	適切な支援を受けられる仕組みづくり	基本施策2	富士宮市	誰もが健やかに地域福祉活動に参加できる意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●活動者の育成・支援・開拓 ●「無理なく続けられる」活動設計
			市社協	気づきが動きに、動きがつながりに	
			地区社協	広める・伝え合う	
	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策3	富士宮市	地域共生社会の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●多世代・横断的な担い手の育成 ●地域課題に応じた役割の創出
			市社協	誰もが支え手、支えられ手	
			地区社協	学ぶ・つくる・考える	
世代をつなぎ、未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち	適切な支援を受けられる仕組みづくり	基本施策1	富士宮市	誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●断らない相談支援体制の構築 ●社会福祉法人間の連携 ●孤立予防、社会とのつながりの創出
			市社協	社協がつなぐ地域の安心ネットワーク	
			地区社協	つなぐ・つながる	
	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策2	富士宮市	福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉・医療・司法など多職種連携と支援体制の整備 ●早期発見・早期対応できる体制づくり
			市社協	本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ	
			地区社協	つなぐ・つながる	
	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策3	富士宮市	適切な窓口につながるための情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な情報提供 ●制度の広報、普及啓発
			市社協	必要な情報を必要な人に届ける	
			地区社協	つなぐ・つながる	
世代をつなぎ、未来へつなぐ 安心して暮らせる福祉のまち	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策1	富士宮市	地域防災活動の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・活動団体のネットワーク構築 ●災害時の体制強化
			市社協	災害に強い地域のつながり	
			地区社協	備える・助け合う	
	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策2	富士宮市	地域福祉活動を行う環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に合わせた活動支援 ●企業やNPO・学校との連携
			市社協	暮らしに寄り添う地域のしきみ	
			地区社協	備える・助け合う	
	安心していきいきと生活できる場づくり	基本施策3	富士宮市	誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●参加促進のための情報発信・マッチング ●居場所や交流の場の多様化・活性化 ●バックアップ体制の確立
			市社協	やりたい・行きたいがかなう場づくり	
			地区社協	参加できる・参加する	

6 地域福祉活動計画の見方について

①基本施策は社協として取り組むべきことに変換（体系図を参照）

地域で支えあえる仕組みづくり	基本施策1	富士宮市	①福祉教育の充実	「福祉教育の充実」は「ふくしを学んで地域を育てる」と、社協としての取組みをより具体化しました
		市社協	ふくしを学んで地域を育てる	
	基本施策2	富士宮市	②住民が主体となる活動支援	「住民が主体となる活動支援」は「気づきが動きに、動きがつながりに」
		市社協	気づきが動きに、動きがつながりに	

②基本施策の実施に向け、事業別計画を作成しました

地域福祉活動計画策定の相談として、事業別の地域福祉活動計画を掲載しました

基本目標1：地域で支えあえる仕組みづくり											
基本施策①	富士宮市	福祉教育の充実									
	市社協	ふくしを学んで地域を育てる									
社会のこれから～5年後の姿～											
自然にお互いにし合える関係性がもてるようになっている											
方針	①福祉を知る・見る・感じる ②地域福祉教育の実践	取組 事例	福祉教育事業、地域福祉資源、基幹相談支援センター、相談相談事業、地域活動支援センター、障害介護、訪問介護、虐待								
計画		R13	R14	R15	R16	R17					
①地域共生に向けた福祉教育		福祉教育プログラムの開発・運営（福かい・福祉講座・防災講習等）実施									
②学校と家庭がつながりよくみづくり		連携事業（学校・家庭連携事業）の実施・評議会の実施									

活動計画の根拠となる事業別計画

地域福祉教育事業	地域住民が地域の課題について考える機会を作る	実施	ミニ講座の開催・プログラムづくり	・対象者の福祉教育の場が設けられている ・地域住民が地域の課題に关心を持ち行動する ・先進たちの福祉のイメージが「なんだか暮らしの幸せ」に変わっている ・ガイドブックが更新され、活用されている ・地域福祉教育の活動・考え方を地域の色々な人が知っている ・地域福祉教育プログラムが充実している
	市社協が目指す福祉のイメージを伝える 世代に合わせた開拓方法を検討する	実施	講義会の開催（既存以外にも広く参加を呼びかけ） 読み物としての分かりやすい資料づくり	
	こどもが学んだことを保護者に伝える	実施	ふくしの連絡網アートの作成	
	地域福祉教育のプログラムの充実	実施	福祉教育の協力者登録やリストアップ	

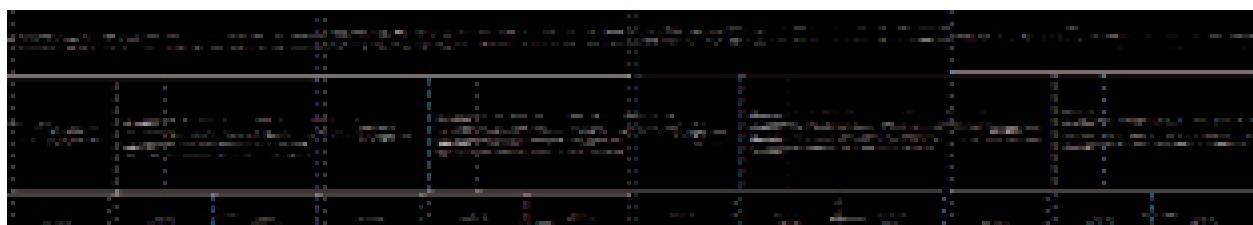
★「事業別地域福祉活動計画」で個別の事業における課題を整理し、集約したものを地域福祉活動

計画に落とし込みました。是非、見比べてみてください。

★この計画は令和10年度に中間評価と見直しを行い、令和11年度からの計画に繋げます。

7

計画



方針	①活動者の育成・支援・開拓 ②「無理なく続けられる」活動設計	取組事業	地区社会事業、地域寄り合い事業室、子育てサロン事業、ボランティア事業、生涯支所・地域情報室、乗合的支援体制整備事業、企画広報事業、交通安全巡回事業、移動支援事業			
計画		R0	R1	R0	R1	R1
協力者や理解者の増加		事業者連携をばかり、関係者連携、生涯支所の充実				
民間企業等との連携		連携企画・コードショート				
活動者間の連携・協働の促進		新しい活動の紹介・しりとり会・歩き会等の開催				
		ネットワーク会議・読み物会計しき会議				
地域との連携	活動の仲間探し・地域課題に応じた助け合いのネットワークづくり					

基本施策③		地域共生社会の担い手づくり											
市社協		誰もが支え手、支えられ手											
社協のこれから～5年後の姿～													
新たな担い手が増え、住民の助け合いが促進されている													
方針	①多世代・横断的な担い手の育成 ②地域課題に応じた役割の創出 ③社会福祉法人間の連携			取組事業	日常生活自立支援事業、法人後見事業、生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業、生活支援体制整備事業、寄り合い処事業、子育てサロン事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業								
計画			R8	R9	R10	R11	R12						
活躍の場づくり			社会福祉法人連絡会における継続的な発信										
			ボランティアニーズ調査、活躍の場の創出・育成										
			市民後見人への移行、権利擁護人材の活躍の場の創出										
個別課題を地域全体で支える仕組みづくり			ニーズの見える化・調査・協議										
ボランティアセンター設置			設置に向けた検証										
地域との協働	地域の拠点となるボランティア相談窓口づくり・すきまボランティアの創出												

基本目標2：適切な支援を受けられる仕組みづくり

基本施策①	富士宮市	誰もが取り残されることのない包括的な支援体制の整備									
	市社協	社協がつなぐ、地域のあんしんネットワーク									
社協のこれから～5年後の姿～											
ひとりの困りごとにA L L 社協で取り組んでいる 困っている人がとり残されない地域となっている											
方針	①断らない相談支援体制の構築 ②孤立予防、社会とのつながりの創出	取組事業	社協で取り組むすべての事業								
計画		R8	R9	R10	R11	R12					
生活のしづらさを抱えている人の支援体制づくり											
相談機関の周知・相談支援体制の強化・様々な専門職とのネットワーク											
誰もが初期相談を受けられる体制づくり											
共通の相談シートの作成・積極的な研修への参加											
切れ目のない相談支援体制づくり											
CSWとの連携・重層的支援体制整備事業視点醸成											
組織内の共通認識と情報共有の場づくり											
専門性を活かした組織内研修・事例検討会の実施・相談システム導入検討											
困っている人が地域とつながる仕組みづくり											
民生委員児童委員との連携・地域福祉教育の実施											
地域との協働		属性を問わない相談支援体制づくり・積極的な多職種連携									
基本施策②	富士宮市	福祉課題を抱えた方の権利擁護支援の推進									
	市社協	本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ									
社協のこれから～5年後の姿～											
本人にとって最善の権利擁護を検討する体制ができている											
方針	①意思の尊重と意思決定支援の実践 ②福祉・医療・司法など多職種連携と支援体制の整備	取組事業	日常生活自立支援事業・法人後見事業								
計画		講演会の実施・ミニ講座の開催・SNSの活用									
事業対象者と事業理解者の拡充											
講演会の実施・ミニ講座の開催・SNSの活用											
意思決定支援を踏まえた権利擁護の展開											
勉強会の開催・研修会への参加											
各専門職と連携できる関係づくり											
福祉専門職集団へ働きかけ・土業専門職集団との関わり											
身寄りのない人の生活支援											
法人後見事業の推進・新しい日常生活自立支援事業の実施											
地域との協働	本人の声を起点とした支援の展開・見守り支援の展開										

基本施策③	富士宮市	適切な窓口につながるための情報発信の充実							
	市社協	必要な情報を必要な人に届ける							
社協のこれから～5年後の姿～									
<ul style="list-style-type: none"> ・制度を必要とする人に情報が行き届いている ・情報提供のツールが拡充している 									
方針	①適切な情報提供 ②制度の広報・普及啓発	取組事業	社協で取り組むすべての事業						
計画		HPやSNSの充実・社協広報紙のレベルアップ・各媒体の役割整理							
多様な媒体を活用した広報の充実		HPやSNSの充実・社協広報紙のレベルアップ・各媒体の役割整理							
広報紙の設置協力機関の拡充		協力企業の開拓							
住民のニーズに合った情報編集と発信		住民の声を拾う・ニーズに即した情報発信・「やさしい日本語」での発信							
みんなが社協の広告塔という意識づくり		社協パンフレットのリニューアル・発信情報の共有の場づくり							
地域との協働	地域ニーズの集約・住民のあんしんにつながる情報発信								

基本目標3：安心していきいきと生活できる場づくり

基本施策①	富士宮市	地域防災活動の整備・充実									
	市社協	災害に強い地域のつながり									
社協のこれから～5年後の姿～											
災害支援ネットワークが構築されている											
方針	①関係機関・活動団体のネットワーク ②災害時の体制強化	取組事業	社協で取り組むすべての事業								
計画		R8	R9	R10	R11	R12					
災害時を想定した組織基盤強化		市との災害協定締結、協定締結団体との情報共有会議実施・連携									
災害ボランティア本部立上げ訓練実施		自治会との連携、協定締結団体との連携									
社協内部の役割を明確化		災害ボランティア本部マニュアル見直し・周知・実施									
協定締結団体との連携強化		協定締結団体との定期情報共有会議の実施・協定の見直し・改正・実施									
地域との協働		災害ボランティア本部立上げ訓練への住民参加・情報が集まるシステムづくり									
基本施策②	富士宮市	地域福祉活動を行う環境の整備・充実									
	市社協	暮らしに寄り添う、地域のしくみ									
社協のこれから～5年後の姿～											
地域全体の福祉力を高め、誰もが住みやすい環境が整えられている											
方針	①地域の実情に合わせた活動支援 ②企業やNPO、学校との連携	取組事業	地区社協事業、生活支援体制整備事業、地域福祉教育事業、重層的支援体制整備事業、共同募金事業								
計画		R8	R9	R10	R11	R12					
地域住民活動へのバックアップ体制の強化		研修や講座の実施、地域福祉活動計画の実施									
適切な補助金・助成金の交付		原資の確保、柔軟な助成金・補助金交付検討									
地域との協働		住民同士のつながりづくり・見守り活動の推進									

基本施策③	富士宮市	誰もが健やかに地域で支え合える居場所づくり					
	市社協	やりたい・行きたいがかなう場づくり					
社協のこれから～5年後の姿～							
誰もが参加しやすい居場所・通いの場づくりが進められている							
方針	①参加促進のための情報発信・マッチング ②居場所や交流の場の多様化・活性化 ③バックアップ体制の確立	取組事業	重層的支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域寄り合い処事業、子育てサロン事業、子育て支援センター事業、地区社協事業、生活支援体制整備事業、総合福祉会館管理・経営事業、生活困窮者自立支援事業、結婚相談事業				
計画		R8	R9	R10	R11	R12	
ニーズに応じたプラットフォームづくり		社会資源の情報収集、協議の場づくり、社会福祉法人連絡会との連携強化					
既存の通いの場・居場所への多様化支援		居場所・通いの場立上げ支援、若者の社会参加の場づくり					
地域との協働	誰かにとって特別な居場所づくり・孤立のない地域づくりと社会参加の資源づくり						

8

アンケートから見えた課題と事業展開

市で実施した「市民アンケート」とは別に、実際の事業に関する方の声を拾うためにアンケート調査を実施しました。

●実施期間：令和7年9月1日～30日（1か月間）

●対象者：

①事業利用者
生活困窮者自立支援事業・結婚相談事業・日常生活自立支援事業
指定相談支援事業・地域活動支援センター事業・居宅介護支援事業
訪問介護事業

②スタッフ

地区社協事業・生活支援体制整備事業・地域寄り合い処事業・
子育てサロン事業

③高校生

ボランティア事業

④総合福祉会館利用者

総合福祉会館管理・経営事業

●考察と計画への反映

アンケート結果から見えた課題に対して

①事業の取組みで対応できること

②社会福祉協議会で実施する他事業との協働が解決の糸口となること

③課題解決のために地域と連携をめざすこと

上記3つに整理し、多角的な視点で事業を推進していくことを示しました。

上段ではアンケート集計と考察、下段は考察を踏まえた個別計画（事業別）
掲載しました。

アンケートを実施しない事業については、個別計画のみ掲載しました。

総合福祉社会館管理・経営事業	
来館者アンケート集計	
協力者数	428名（内訳：男性(99)女性(329名)
年 代	10代～20代(36)30代～40代(24)40代～50代(65) 60代～70代(257)80代以上(57)
家族構成	1人(55)2人(170)3人(90)4人(43)5人(30)6人(18)7人以上(7)
利用のきっかけ	友人の紹介(208) 社協広報紙(52) ホームページ(7) SNS(1)
利用目的	サークル活動(217) 会議(113)
使いやすさ	駐車場の広さ(169) 利用しやすさ(161) 清潔(96) 職員親切(81)
興味関心	健康づくり・創作活動・音楽が高関心、親子参加型も関心あり
要望と改善点	今まで満足(155) 講座の増設(30) 機材更新(25)
要望	設備面の要望多数：エアコンの不具合(24) カーリング修理(8)
	トイレ改修、机椅子交換、プロジェクター更新など
	運営面：器具の扱い方、若者向け広報など
今後あつたら嬉しいサービス	Wi-Fi、PC予約等利便性向上の要望
	文化、健康、交流系設備希望
	若者、親子、市外利用者への配慮
事業内で対応できること	情報発信と広報戦略の見直し、講座の新規開設
他事業と連携できること	ボランティア事業、子育てサロン
地域と連携をめざすこと	広域でのコミュニティ形成ができる講座等の展開

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
新しい利用者を増やす	実施	SNSの活用・ミニ講座				
身近に感じてもらえるようにする	実施	趣味の合う人同士の交流の場づくり				①年間10万人が訪れる場所になる
利用者の声を聴く。拾う	実施	定期的なアンケートの実施				

生活困窮者自立支援事業

事業対象者アンケート集計

協力者数	10人(男性4女性6)	考察と計画への反映
年　代	10代(1)20代(2)30(2)40(1)50(4)	
居住学区	大富士中(1)二中(2)四中(2)富士根南中(3)芝川中(1)未記入(1)	
家族構成	1人(3)2人(5)4人(1)未記入(1)	
近所づきあい	ない(7)	
自治会活動 (清掃・防災訓練)	不参加(7) [理由]腰痛、班の仕事ができない 転入してきたばかり、意欲の低下	
近隣の相談者	いない(5)	
地域の情報	不足(5)[理由]水道管の老朽化に伴う断水の情報がなかった	
今後地域に 取り組んでほしいこと	仕事がない日の園児のリフレッシュ目的の預かり事業(土・日)	
この事業を どのように知ったか	家族や知人が相談窓口に連絡(2)家族・知人からのすすめ(2) 市役所からの紹介(2)支援団体からの紹介(2)	
希望や困りごと、状況な どを理解してもらえたか	満足(9)	
悩みや不安の解消に つながったか	満足(8)まあ満足(1)	
全体として満足できるか	満足(8)まあ満足(1)	
今後あったら嬉しい サービス	イベント情報(4)働くための情報(3)話し相手(3)交流の場(3)	
その他の要望	同年代の友達がほしい、広報をひろく行って欲しい	
事業内で対応できること	情報発信、講演会の開催、居場所づくり、 地域とのつながりが持てるプラン作り	
他事業と連携できること	地区社協事業、ボランティア事業、共募、民生委員児童委員協議会	
地域と連携をめざすこと	社会とのつながりづくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
本事業の周知を図り、理 解者を増やす	実施	講演会・出前講座の開催の開催、				①事業が定着し、誰もが 必要な支援を受けられる ②その人に合った孤立せ ず安心して集まる居場所 がある ③身近でお互いに支え・ 支えられる関係性ができる
孤立を防ぐ居場所づくり	実施	参加しやすい・興味を持ちやすい居場所調査				
担い手を育成し、活躍の 場を作る	実施	ボランティアニーズ調査の実施・担い手の活躍の場の創出				

結婚相談事業

相談者アンケート集計

協力者数	10人(男性5女性5)	考察と計画への反映
年 代	30代(3)40代(6)50代(1)	
居住学区	上野中(1)大富士中(1)三中(1)四中(1)富士根南中(1)芝川中(1)富士市(2)	
家族構成	1人(3)2人(1)3(2)4人(4)	
近所づきあい	ない(5)	
自治会活動 (清掃・防災訓練)	不参加(6) 理由:仕事が不定休、時間がない、アパートなので義務なし	
近隣の相談者	いない(6)	
地域の情報	不足している(4)	
今後地域に取り組んでほしいこと	防災について、高齢者の問題	
この事業をどのように知ったか	広報誌「明るいまち」(4)SNS(1)パンフレット(2)親族・知人(3) 富士宮市公式LINE(1)	
希望や困りごと、状況を理解した上で対応したか	満足(4)まあ満足(5)どちらともいえない(1)	
結婚相談所システムについて	満足(2)まあ満足(2)どちらともいえない(4)やや不満(2)	
全体として満足できたか	満足(2)まあ満足(4)どちらともいえない(3)やや不満(1)	
今後あったら嬉しいサービス	登録用紙の書式変更(1)オンライン面談(3)交流の場(3) 複数人一緒に相談(1)ネット検索(1) 見合い結果をその場で知りたい(1)	
事業内で対応できること	情報発信	
他事業と連携できること	生活困窮者自立支援事業、地区社協、民生委員児童員協議会	
地域と連携をめざすこと	結婚相談事業の周知	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
結婚相談所を周知する	実施		HP・SNSの活用、チラシの配布			①幅広い世代に周知され、身近な相談場所となる
今後の事業の在り方検討する	実施		相談件数の減少と今後の動向踏まえた検討を行う			①社会情勢を鑑み事業の存続を決定する

日常生活自立支援事業

事業対象者アンケート集計

協力者数	22人(男性11人 女性11人)	考察と計画への反映
年 齢	80代(2)70代(1)60代(6)50代(4)40代(1)未回答(8)	
家族構成	1人(14)2人(2)3人(1)5人(1)不明(4)	
近所付き合い	ある(6)ない(14)不明(2)	
自治会活動 (清掃・防災訓練)	参加している(3)参加していない(17)不明(2) (理由) 自治会未加入、施設入所中、面倒に感じる	
近隣の相談者	いる (9)(民生委員、妹、従妹、高校時代の友人) いない(11)不明(2)	
地域の情報	届いている(6)不足している(11)不明(5)	
今後地域に 取り組んでほしいこと	夫の情報を地域で共有して欲しい、見守り強化 ふらっとのような障がい者の集まる場が欲しい	
この事業を どのように知ったか	家族、知人からのすすめ(2)市役所からの紹介(2) 支援団体からの紹介(12)その他(5 内訳：障害相談員・相談支援専門員・ケースワーカー・病院相談員)	
今後あったら嬉しい サービス	受診同行(2)入退院の付き添い(2)入退院時の支払い代行(3)死後事務(4)その他(5 内訳：食事作り、病院受診、買い物付き添い)	
事業内で対応できること	地域資源等の情報を収集し、情報をわかりやすく伝える	
他事業と連携できること	生活困窮者自立支援事業、相談支援事業、居宅介護支援事業、地区社協事業、生活支援体制整備事業→地域の情報提供、見守り強化、障がい者の居場所創設	
地域と連携をめざすこと	関係機関と連携し、本人とつながりをもつ	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
事業の正しい広報	実施	研修会、ミニ講座の充実・SNSの活用				①導入前に本人にとって最善の権利擁護を検討できる仕組みを作る ②新しい権利擁護事業に取り組む
担い手募集の工夫	実施	活動者の声の発信・呼びかけ方法の工夫				
つなぎ先の確保 身寄りのない人への対応	実施	ケース会議の開催・身寄りのない方対応検討				

地区社協事業・生活支援体制整備事業

役員及び委員アンケート集計

協力者数	47名	考察と計画への反映
1. 地域福祉活動の課題		
扱い手について	充足されている(5) 不足している(40)	
財源について	充足されている(16) 不足している(23)	
	事業困難(0) 数年は大丈夫そう(9)	
市社協からの情報提供	十分(33)不十分(7)	
2. 地域福祉活動		
負担感について	大いにある(10)多少ある(28)あまりない(6)全くない(0)	
必要だと思われる地域活動	自治会活動(25)近所のちょっとした手伝い(15)見守り(20) P T A (6) 平時の防災訓練(13)地域でのボランティア活動(15) 赤い羽根共同募金(2)	扱い手不足を感じている地区が85%と深刻化が見られる。地区社協補助金要綱の見直しにより、事業整理を促しながら役員の負担軽減を目指し、併せて情報提供や運営支援を行っていく。 また、関心の高い自治会活動や防災訓練と関連させながら、見守りの視点の醸成や、負担感の少ないちょっとしたボランティア活動へ促せるよう事業連携を図っていく。 ・財源は若干不足を感じるもの、事業困難という意見はない。ただし必要な地域活動として赤い羽根共同募金が挙げられていることから、福祉活動の貴重な財源であることを周知し、募金活動への参画方法など地域と共に検討していく。
市社協との連携	ある(30)不十分(10)ない(1)	
運営支援に望むこと	他地区の情報提供、情報共有	
事業内で対応できること	他地区の情報提供、情報共有、広報(周知)	
他事業と連携できること	ボランティア、福祉教育、赤い羽根共同募金、企画広報	
地域と連携をめざすこと	見守り活動、地域のニーズに合った負担感の少ない助け合い活動	

個別計画

地区社協

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地区社協活動を周知する	実施		広報(市社協・市・学校等)			認知度があがり、住民が参加しやすくなる。
講座等を通じ、関わってくれる人を増やす	実施		ボランティア、重層と連携し、講座等を開催			地区社協のあり方を検討し、地域福祉活動が充実する。
補助金要綱をわかりやすく改定し、共有する	実施		地区社協の手引き作成と周知			

個別計画

生活支援体制整備業

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
いろいろな団体の強みを活かす	実施		意見を持ち帰り、団体としての意見を聞く			包括等から情報を得る。協議体の圈域や開催方法を検討し、個人で困っている方に対して、協議・解決できる場を設ける。
個別課題を解決する	実施		課題ごとの小さな協議体作り			

地域寄り合い処事業

スタッフアンケート集計

協力者数	122名（内訳：男性33名、女性88名、不明1名）	考察と計画への反映	
年 齢	50代(4) 60代(19) 70代(71) 80代以上(24) 不明(2)		
居住学区	一中(18) 二中(13) 三中(13) 四中(14) 大富士中(12) 富士根南中(12) 富士根北中(7) 上野中学区(5) 北山中(3) 西富士中学区(5) 井之頭中(1) 芝川中(8) 柚野中(5) 不明(7)		
家族構成	1人(16)・2人(48)・3人(23)・4人以上(23)・不明(12)		
市社協との連携	ある(102)・不十分(5)・ない(2)・不明(13)		
参加者の制限	ある（町内会のみ・会場の人数制限）(3)・ない(111)・不明(3)		
地域活動への参加	参加したい(25)機会があれば(51)興味はある(24)難しい(12)不安(12)		
地域活動の目的 (複数回答あり)	地域を良くしたい(58)人と関わりたい(65) 困っている人を助けたい(34) 自分の経験を活かしたい(11)その他(2:みんなの力を引き出したい)		
運営上の課題 (複数回答あり)	世代間交流の難しさ(24)設備・施設の制約(7) その他(7:後継問題、移動問題)		
今後の展開	多世代が関わるプログラム作り(18)地域との連携強化(44) 認知度向上(33) 人材育成(18)デジタル活用(4)その他(7:eスポーツ普及、周知)		
必要なサポート	他地域の活動の情報共有 イベントの具体的な実施方法の研修 参加意思はあるが移動の問題で参加できない人へのサポート		
事業内で対応できること	自治会等へ呼びかけ、スタッフ確保。参加しやすい場づくりに関するレクチャーを進める。		
他事業と連携できること	地区社協事業、生活支援体制整備事業、子育てサロン事業、ボランティア活動事業		
地域と連携をめざすこと	自治会・地区社協・社会福祉法人等との連携の中で地域寄り合い処を支える基盤づくり		

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
茶話会の大切さを伝える	実施	現状把握、『茶話会のすすめ』作成・配布・周知				
寄り合い処への協力者 (理解者)を増やす	実施	自治会向けガイドブック作成・配布・周知				①個人負担の軽減(移動など) ②運営協力者の増加 ③多世代が参加できるような自由設計が可能な寄り合い処づくり
移動に関する困りごとを把握する	実施	SNSの充実・活用(市社協Instagramなど)				
新規参加者の増加	実施	第2層協議体と連携、調査実施				
	実施	SNSの充実・活用、(若者向け)フォーラム実施				

ボランティア活動事業

高校生アンケート集計

協力者数	市内在住高校生36名(富士宮北高等学校2年生)	考察と計画への反映 ・アンケート回答者の約8割が、ボランティア活動に興味関心があり、環境や情報提供次第で参加につながる可能性が高いことがわかった。 ・活動は「長期休暇」や「空き時間」の活用が多数を占めており、学校生活や私生活を充実させた中で更に空いた時間に無理なく活動できる内容が求められていることが分かった。このことから短時間・単発型の活動や、興味関心の高い、児童・高齢者との交流活動など様々な経験が積めるようプログラム展開していく。また若者に届く情報発信のツールを積極的に活用していく。
居住地域	富士宮市内	
活動への参加	参加したい(4)機会があれば参加したい(25)興味はある(7)	
活動に参加する際に使いたいツール	Googleフォーム(9)チラシ(13)ホームページ(25) オープンチャット(2)	
ボランティア活動に関する情報を得たいツール	メール(4)Instagram(16)社協広報紙明るいまち(2)	
希望の活動頻度	週2~3回程度(3)月1回程度(4)月2~3回程度(2) 空き時間にやりたい(13)長期休暇中(18)	
出来そうなこと・やってみたいこと	清掃活動、イベント補助、スポーツ、ハンドメイド、料理 遊びを通した交流、ものづくりDIY、読み聞かせ	
ボランティア活動について知りたいこと (複数回答)	すきま時間の活動(16)活動者・団体の様子(7)活動体験談(7) 活動の始め方(10)募集情報(17)その他(2:活動時間について)	
ボランティア活動について意見等	高齢者の人たちと遊べる機会が欲しい 幼稚園児へ読み聞かせをしたい 孤独感を感じないようにみんなで楽しみたい	
事業内で対応できること	参加しやすいボランティア活動の場を広げていく	
他事業と連携できること	地区社協事業、子育てサロン事業、地域寄り合い処事業	
地域と連携をめざすこと	学校・地域団体・施設等とボランティア活動を広げるネットワーク	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
はじめたい人に向け周知する	実施	チラシの充実とSNS発信、学生の自習場所に設置				
活動に繋がる講座を開催する	実施	活動メニューの充実、負担感のない活動内容の講座の実施				
団体とつながり続ける	実施	活動日の把握をして訪問する				
災害時の協力者を見つける	実施	協定締結団体を増やす・地域住民への防災意識の醸成				
協定締結団体との連携強化	実施	協定締結団体との定期情報共有会議の実施・協定の見直し				①係横断的に検討できる体制をとれる ②参加方法が多様化している ③様々な分野の講座を実施 ④ニーズ把握のツールが確立する ⑤若い世代の相談が増える ⑥職員及び地域住民の防災意識が高まる。
災害ボランティア本部立上げ訓練の実施	実施	自治会との連携、協定締結団体との連携				
社協内部の役割の明確化	実施	災害ボランティア本部マニュアル見直し・周知・実施				
ボランティアセンターの設置	実施	設置に向けた検討・準備				

子育てサロン事業

スタッフアンケート集計

協力者数	13名（内訳：男性1名、女性12名）	考察と計画への反映
年 代	40代(1)50代(1)60代(5)70代(5)80代以上(1)	
居住学区	一中(2)二中(1)四中(2)富士根南中(1)富士根北(1)北山中(3) 西富士中(1)芝川中(1)柚野中(1)	
家族構成	2人(3)3人(3)4名以上(5)不明(1)	
市社協との連携	ある(11)不十分(1)不明(1)	・運営上の課題として、人手不足、参加者の固定化、世代間交流の難しさが挙げられているが、参加者の固定化については、居場所の定着とも捉えられる。今後の展開として、地域との連携強化、拠点としての周知、人材育成などの必要性が挙げられているため、子育てサロン連絡会などで共有し、課題解決に向け取り組んでいく。
参加者の制限	ある(4：未就園児とその保護者)なし(7)不明(2)	・子育てサロンの理解者を増やすことや、安心できる居場所づくりに向け、自治会や他の事業と連携し、スタッフが安心して活動できる環境づくりのサポートを行う。
地域活動への参加(複数回答あり)	機会があれば参加(6)興味はある(5)難しい(1)時間がない(4)	
地域活動の目的	地域を良くしたい(8)人と関わりたい(5) 困っている人を助けたい(4)自分の経験を活かしたい(4)	
運営上の課題	人手不足(6)財源の確保(2)参加者の固定化(4) 世代間交流の難しさ(1)その他(1:スタッフの世代交代)	
今後の展開	拠点としての認知度向上(8)地域との連携強化(8)人材育成(3) 多世代が関わるプログラム作り(2) 親子が参加できる雰囲気づくり(1)	
必要なサポート	子育てサロンを理解し、支えてくれる人材育成 新たな親子や保護者が安心して参加できる雰囲気・環境づくり	
事業内で対応できること	自治会等へ呼びかけ、スタッフを確保 参加しやすい場づくりに関するレクチャーを進める	
他事業と連携できること	地区社協事業、ボランティア活動事業、地域寄り合い処事業	
地域と連携をめざすこと	自治会・地区社協等との連携の中でサロンを支える基盤づくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
利用者を増やす	実施	SNSでの周知の充実、6ヶ月健康相談等での周知、チラシ設置場所の開拓・設置				①20か所の子育てサロンの継続②子育てサロン卒業者の地域活動への参加 ③子育てサロンの認知度向上
認知度の向上を図る						
参加者の利用に関する要望等を確認する	実施	アンケート調査実施、分析、反映				
参加者の選択肢を増やす(開催日が重ならないようにする)	実施	子育て支援連絡会にて確認・調整・実施				

指定相談支援事業

事業対象者アンケート集計

協力者数	7名（男性1名 女性6名）	考察と計画への反映	
年 齢	20代(1)30代(2)40代(2)50代(2)		
家族構成	1人(1)2人(3)3人(1)4人(2)		
障害種別	知的障害(5)身体障害(1)精神障害(1)発達障害(3)(併発含む)		
近所づきあい	ない(3)		
自身の障害理解	多少理解してもらえている(5)理解されていない(2)		
自治会活動	参加していない(6)（理由）もうできない、けが、重労働になる、家族が参加している、自治会に入っていない、移動が大変		
近隣の相談者	いない(5)		
地域の情報	届いていない(3)		
今後、地域に取組んでほしい事。あつたらうれしい支援や交流	ゴミ出し(2)災害時(3)（避難介助、安否確認）話し相手(1) 交流の場(2) 同じ年代や障害のある子との交流、近所の障害児を抱えている家庭を知りたい、交流より地域活動に参加したい		
事業内で対応できること	個別ケースの関わりから地域住民と協力し障害理解を伝えていく		
他事業と連携できること	CSWと情報共有をし、協働をしていく		
地域と連携をめざすこと	民生児童委員に協力し、話しやすい関係性を作っていく		

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿	
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12		
障がい理解を進める	実施	個別支援会議の中で福祉教育を行っていく				地域の活動に参加できる人が増えている。	
	実施	民児協と連携する					
	実施	個別避難行動計画を通じ地域住民との関わりを広げる					
地域アセスメントを強化する	実施	CSWや地域包括支援センターと協働する					

地域活動支援センター事業	
利用者アンケート集計	
協力者数	29名（男性17名・女性12名）
年 齢	20代(2)30代(5)40代(2)50代(14)60代(5)70代(2)
居住学区	三中(4)富士根南中(2)大富士中(5)芝川中(9)柚野中(1)富士(1)
家族構成	1人(9)2人(7)3人(6)4人(2)5人(3)6人(1)8人(1)
障害種別	知的障害(11)身体障害(2)精神障害(14)発達障害(3) その他(6:無診断含む)
近所づきあい	なし(10)
自身の障害理解	あまり理解されていない(2)理解されていない(1) 知られたくない(2)
自治会活動	参加していない (17) 自治会未加入、児童の声が好きではない、 父母にあまり外に出るなどと言われる
	いらない (21)
地域の情報	届いていない (21) 寄合会、障害者への見守り、気軽な相談相手が欲しい
	障害者側が社会に円滑に参加する為の研修
今後地域に取り組んでほしいこと	市民向け公開講座で市民の関心の持てる講座を検討する
事業内で対応できること	フォーマル、インフォーマルを含め地域事業を確認し周知を行う
他事業と連携できること	市民が関心を持てる講座を開催し障害理解を促す
地域と連携をめざすこと	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
市民に地域活動支援センターを知って頂く	実施	SNSを利用し周知、民協へ事業周知				
市民に障がい理解を促す	実施		市民が関心のもてる公開講座の開催			
ボランティアを育成する	実施		公開講座を基にボランティア活動に繋げる			

居宅介護支援事業所

事業対象者アンケート集計

協力者数	13人（男性6女性7）	考察と計画への反映
年　代	70代(3) 80代(5) 90代(5)	
居住学区	一中(1) 二中(1) 三中(2) 四中(6) 大富士中(2)	
家族構成	2人(5) 3人(7) 4人(1)	
近所づきあい	なし(7)	・対象者の半数が、近所づきあいや地域の相談者がいないと回答され、家族や専門職が困りごとの解決者となっている様子が見られる。
近隣の相談者	いない(7) 誰に相談したらよいかわからない	・自治会活動は高齢や体調不良等を理由に参加されていない方が7割を上回っている。
介護状態の理解	理解不足(3) 知られたくない(1)	・「必要なサービスや地域に望むこと」から、地域とのつながりは大切に感じている方が多いことが分かった。
自治会活動	参加していない(10) (理由) 高齢、体調不良、要介護、歩行困難、寝たきり	・災害への不安の解消を地域に求める声も多かつた。
地域に望むこと	障がいのある人たちのサロン活動 災害時や日常の健康、防犯の見守り	以上のことから、対象者を中心とした地域におけるサポート体制の構築として、個別避難行動計画を地域の方と実施していく。
必要なサービス	外出支援買い物や通院(2) 災害時の安否確認や避難介助(5) 話し相手・交流の場(3)	
生活の困りごと	家族の外泊が不自由 耳の聞こえが悪く来客や電話対応ができない	
事業内で対応できること	他事業と連携し社会資源を取り入れたプラン作成を行う・不便さに寄り添い対策を共に考える	
他事業と連携できること	生活支援体制整備事業・指定相談支援事業・地区社協事業	
地域と連携をめざすこと	対象者を中心としたサポート体制づくり	

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地域に要介護者がいる事を知らせる(啓発)	実施	本人了承のもと、地域に協力の発信				隣近所の要介護者を気にしてくれる地域
	実施	民協定例会に参加し情報共有				
	実施	地域包括と連携し近隣共助の体制づくり				

訪問介護事業所	
事業対象者アンケート集計	
協力者数	15人（男性4女性10その他1）
年 齢	10代（1）40代（1）50代（2）60代（5）70代（1）80代（5）
居住学区	一中（1）二中（1）三中（1）四中（1）富士根根南中（1）大富士中（3）
家族構成	1人（9）2人（4）3人（2）
近所づきあい	なし（9）
近隣の相談者	いない（11）
介護状態・障害の理解	理解不足（6）
自治会活動	参加していない（15） （理由）高齢、要介護、車椅子、視覚障害、歩行困難、自治会がわからない
地域に望むこと	高齢で独居の為他人との関わり 民生委員の訪問（支援内容の統一）
必要なサービス	外出支援買い物や通院（6）災害時の安否確認や避難介助（10） 話し相手・交流の場（1）
生活の困りごと	ゴミ出し アパート居住の為情報が入らない
事業内で対応できること	困りごとを受け止め対応を検討する
他事業と連携できること	生活支援体制整備事業・居宅介護支援事業・指定相談支援事業 地区社協
地域と連携をめざすこと	顔の見える関係性を作り必要な情報を伝える

個別計画

課題	スケジュール					5年後の目指す姿
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地域資源の情報収集	実施	相談先・施設や居場所の情報を提案発信				
人材確保	実施	介護職の魅力、やりがいを発信				・訪問介護員の定着 ・地域住民との協働
権利擁護の意識を持つ	実施	支援の気づきを適切につなぐ				

個別計画

■は中間評価年度

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
移動支援事業	担い手の確保	実施	事業内容の見直し・検討				①移動困難者に対して多くの人や機関がかかわるようになる ②行政も含め移動困難者対策が発展していく
		実施	住民同士の助け合い推進				
企画広報事業	応援してくれる企業を探す	実施	地域貢献活動紹介・つなぐ				①企業とのつながりが協力金の増加につながり地域に還元できる財源が増える
	社協の認知度を上げる	実施	読者、閲覧者を増やす				
	関係団体を見る化する	実施	企業の取り組みを紹介				
遺児・交通遺児 援護事業	必要な人に情報を届ける	実施	SNSの活用・関係機関と連携				①必要な人に支援や情報が行き届くようになる
	寄付金の活用方法	実施	寄付者・利用者に要望調査				
共同募金運動	募金額を増やす	実施	募金方法の選択肢を増やす				①必要性を理解してもらう機会が増え、募金額が増加する
	認知度を上げる	実施	地域行事等に協力依頼				
	新しい協力者を増やす	実施	協力依頼を直接する機会を作る				
福祉社会館管理 経営	新しい利用者を増やす	実施	SNSの活用・ミニ講座				①年間10万人が訪れる場所になる
	身边に感じてもらえるように	実施	趣味の合う人同士の交流の場づくり				
	利用者の声を聴く。拾う	実施	定期的なアンケートの実施				
日常生活自立 支援事業	事業の正しい広報	実施	研修会、ミニ講座の充実・SNSの活用				①導入前に本人にとって最善の権利擁護を検討できる仕組みを作る ②新しい権利擁護事業に取り組む
	担い手募集の工夫	実施	活動者の声の発信・呼びかけ方法の工夫				
	つなぎ先の確保 身寄りのない人への対応	実施	ケース会議の開催・身寄りのない方対応検討				
法人後見事業	後見人の具体的な役割明示	実施	研修会の開催・専門職配置の検討				①1人に対する後見事務チームを作り (専門分野に切り分け) ②権利擁護センターの活躍 ③後見人受任法人が増えている
	制度を広く周知する	実施	研修会、ミニ講座の充実・SNSの活用				
	法人後見の担い手を増やす	実施	社会福祉法人連絡会における継続的な発信				
	市民後見人の活躍の場を作る	実施	市民後見人への移行を進める 権利擁護人材としての活躍の場の創出				
貸付事業	生活再建に向けた伴走支援	実施	関係機関との連携・積極的なアウトリーチ				①その人らしい生活への第一歩を踏み出している。 ②償還率が上がり、次の相談者へ貸付を行なう事ができるようになる

事業名	課題	スケジュール				5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	
生活困窮者自立支援事業	本事業の周知を図り、理解者を増やす	実施	講演会・出前講座の開催の開催、			①事業が定着し、誰もが必要な支援を受けられる ②その人に合った孤立せず安心して集まる居場所がある ③身近でお互いに支え・支えられる関係性ができる
	孤立を防ぐ居場所づくり	実施	参加しやすい・興味を持ちやすい居場所調査			
	担い手を育成し、活躍の場を作る	実施	ボランティアーズ調査の実施 担い手の活躍の場の創出			
結婚相談	結婚相談所を周知する	実施	HP・SNSの活用、チラシの配布			①幅広い世代に周知され、身近な相談場所となる
	今後の事業の在り方検討する	実施	相談件数の減少と今後の動向踏まえた検討を行う			①社会情勢を鑑みて社協がこの事業を継続するか否かを決定していく
生活支援体制整備事業	いろいろな団体の強みを活かす。	実施	意見を持ち帰り、団体としての意見を聴く			包括等から情報を得る。 協議体の圈域や開催方法を検討し、個人で困っている方に対して、協議・解決できる場を設ける。
	個別課題を解決する。	実施	課題ごとの小さな協議体作り			
地区社協	地区社協活動を周知する。	実施	広報(市社協・市・学校等)			
	講座等を通じ、関わってくれる人を増やす。	実施	ボランティア、重層と連携し、講座等を開催			認知度があがり、住民が参加しやすくなる。 地区社協のあり方を検討し、地域福祉活動が充実する。
	補助金要綱をわかりやすく改定し、共有する。	実施	地区社協の手引き作成と周知			
地域寄り合い処	茶話会の大切さを伝える	実施	現状把握、『茶話会のすすめ』作成・配布・周知			
	寄り合い処への協力者(理解者)を増やす	実施	自治会向けガイドブック作成・配布、周知 SNSの充実・活用(市社協Instagramなど)			①個人負担の軽減(移動など) ②運営協力者の増加 ③多世代が参加できるような自由設計が可能な寄り合い処づくり
	移動に関する困りごとを把握する	実施	第2層協議体と連携、調査実施			
	新規参加者の増加	実施	SNSの充実・活用、(若者向け)フォーラム実施			
子育てサロン	利用者を増やす	実施	SNSでの周知の充実、6ヶ月健康相談等での周知、チラシ設置場所の開拓・設置			
	認知度の向上を図る					①20か所の子育てサロンの継続 ②子育てサロン卒業者の地域活動への参加 ③子育てサロンの認知度向上
	参加者の利用に関する要望等を確認する	実施	アンケート調査実施、分析、反映			
	参加者の選択肢を増やす(開催日が重ならないようにする)	実施	子育て支援連絡会にて確認・調整・実施			
重層的支援体制整備事業(参加支援事業)	企業等の事業理解が進まない。(企業等がメリット感じる部分は不明確。)	実施	事業説明・企業のメリット把握・協力依頼			・企業等が事業理解を深め、地域貢献活動の一環として職業体験等の提供が行われている。 ・既存の通いの場の伸びしろが広がり、参加しやすい環境が整っている。 ・市社協内職ステーションの継続実施
	通いの場、就業体験の場の不足	実施	通いの場伸びしろ確認・参加可能な場の周知・内職ステーションの周知・マッチング・実施			

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
重層的支援体制整備事業(地域づくり事業)	社会的孤立を防ぐ仕組みづくり	実施	事業啓発・広報・活動者の把握				①住民が互いに気にかけ合い、役割を持ち、地域活動に参加している ②多様なニーズに応える仕組みが地域に根付いている
	個人を中心とした地域づくり	実施	ニーズ調査・プラットフォーム展開				
ボランティア事業	はじめたい人に向け周知する	実施	チラシの充実とSNS発信、学生の自習場所に設置				①係横断的に検討できる体制をとれる ②参加方法が多様化している ③様々な分野の講座を実施 ④ニーズ把握のツールが確立する ⑤若い世代の相談が増える ⑥職員及び地域住民の防災意識が高まる。
	活動に繋がる講座を開催する	実施	活動メニューの充実、負担感のない活動内容の講座の実施				
	団体とつながり続ける	実施	活動日の把握をして訪問する				
	災害時の協力者を見つける	実施	協定締結団体を増やす・地域住民への防災意識の醸成				
	協定締結団体との連携強化	実施	協定締結団体との定期情報共有会議の実施・協定の見直し・改正・実施				
	災害ボランティア本部立上げ訓練の実施	実施	自治会との連携、協定締結団体との連携				
	社協内部の役割の明確化	実施	災害ボランティア本部マニュアル見直し・周知・実施				
	ボランティアセンターの設置	実施	設置に向けた検討・準備				
地域福祉教育事業	地域住民が地域の課題について考える機会を作る	実施	ミニ講座の開催・プログラムづくり				・住民対象の福祉教育の場が設けられている ・地域住民が地域の課題に関心を持つ行動する ・先生たちの福祉のイメージが「ふだんの暮らしの幸せ」に変わっている ・ガイドブックが更新され、活用されている ・地域福祉教育の活動・考え方を地域の色々な人が知っている ・地域福祉教育プログラムが充実している
	市社協が目指す福祉のイメージを伝え続ける世代に合わせた周知方法を検討する	実施	連絡会の継続(担当以外にも広く参加を呼びかけ) 読み物としての分かりやすい資料づくり				
	子どもが学んだことを保護者に伝える	実施	ふくしの連絡網プリントの作成				
	地域福祉教育のプログラムの充実	実施	福祉教育の協力者を増やしリストアップ				
基幹相談支援センター	相談窓口の周知と顔の見える関係づくり	実施	民児協との連携と地域課題の把握				・誰もが相談できる体制づくり ・地域に根差した関わりがもてるようになる
	住民への障がい福祉理解促進を図る	実施	地域包括との定期連携と地域課題の把握				
	住民へ福祉教育を関係機関と協働	実施	住民へ福祉教育を関係機関と協働				
指定相談支援事業	障がい理解を進める	実施	個別支援会議の中で福祉教育を行っていく。				地域の活動に参加できる人が増えている。
		実施	民児協と連携する。				
		実施	個別避難行動計画を通じ地域住民との関わりを広げる				
	地域アセスメントを強化する	実施	CSWや地域包括支援センターと協働する。				
地域活動支援センター	市民に地域活動支援センターを知って頂く	実施	SNSを利用し周知、民協へ事業周知				住民の障がい理解を進め利用者とボランティアが立ち寄りやすい居場所を創る。
	市民に障がい理解を促す	実施	市民が関心のもてる公開講座の開催				
	ボランティアを育成する	実施	公開講座を基にボランティア活動に繋げる				

事業名	課題	スケジュール					5年後の目指す姿
		R8	R9	R10	R11	R12	
居宅介護支援	地域に要介護者がいる事を知つてもらう(啓発)	実施	本人了承のもと、地域に協力の発信				
		実施	民協定例会に参加し情報共有				隣近所の要介護者を気にしてくれる地域
		実施	地域包括と連携し近隣共助の体制づくり				
訪問介護	地域資源の情報収集	実施	相談先・施設や居場所の情報を提案発信				
	人材確保	実施	介護職の魅力、やりがいを発信				・訪問介護員の定着 ・地域住民との協働
	権利擁護の意識を持つ	実施	支援の気づきを適切につなぐ				

④富士宮市社協 地域福祉活動計画・社協基本要項つながり表

社協で実施するすべての事業は、基本要項2025の機能や、地域福祉活動計画施策の視点のもと実施しております。
ここでは機能重点事業のみ示しております（すべての事業についてはP●「事業一覧」をご参照ください）

基本要項2025		地域福祉活動計画								
		地域で支えあえる人づくり			適切な支援を受けられる仕組みづくり		安心していきいきと生活できる場づくり			
		ふくしを学んで地域を育てる	気づきが動きに、動きがつながりに	誰もが支え手、支えられ手	社協がつなぐ地域のあんしんネットワーク	本人の意思尊重で安全・安心・信頼の社協へ	必要な情報が必要な人に届ける	災害に強い地域のつながり	暮らしに寄り添う、地域のしきみ	やりたい・行きたいがかなう場づくり
※基本要項2025とは 全国社会福祉協議会が3年ぶりに改定した社協活動の根幹指針であり、住民主体の理念を継承しつつ、新たに「使命」「活動原則」「機能」を整理したもの										
機能		機能重点事業								
① 住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●	●
		地区社協事業	●	●		●		●	●	●
		地域寄り合い処事業	●	●		●		●	●	●
		地域子育てサロン事業	●	●	●	●		●	●	●
		ボランティア事業	●	●		●		●	●	
		地域づくり事業（重層）	●	●	●	●		●	●	●
② 組織化、連絡調整		生活支援体制整備事業	●	●	●	●		●	●	●
		地区社協事業	●	●		●		●	●	●
		地域づくり事業（重層）	●	●	●	●		●	●	●
③ 福祉活動・事業の企画・実施、支援		生活支援体制整備事業	●	●	●	●		●	●	●
		移動支援事業	●		●	●		●	●	
		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●	●
		参加支援事業	●	●	●	●		●	●	●
④ 相談支援		貸付事業	●			●		●	●	
		結婚相談事業	●			●		●	●	●
		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●	●
		基幹相談支援センター事業	●			●		●	●	
		地域活動支援センター事業	●		●	●		●	●	●
		生活支援体制整備事業	●	●	●	●		●	●	●
		地域子育てサロン事業	●	●	●	●		●	●	●
⑤ 権利擁護		参加支援事業	●	●	●	●		●	●	●
		地域福祉教育事業	●			●		●	●	●
		地域活動支援センター事業	●		●	●		●	●	●
		日常生活自立支援事業	●		●	●	●	●	●	
⑥ 調査・研修、計画、ソーシャルアクションの実施		法人後見事業	●		●	●	●	●	●	
		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●	●
		地域福祉推進事業	●	●		●		●	●	●
⑦ 福祉教育の推進		地域福祉教育事業	●			●		●	●	●
		企画広報事業	●	●		●		●	●	
		上記以外の事業	●			●		●	●	
⑧ 地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進		生活困窮者自立支援事業	●	●	●	●		●	●	●
		地域づくり事業（重層）	●	●	●	●		●	●	●
		ボランティア事業	●	●		●		●	●	
⑨ 災害時等の支援		ボランティア事業	●	●		●		●	●	
⑩ 地域福祉の財源確保及び助成の実施		共同募金・歳末たすけあい募金	●			●		●	●	
		地区社協事業	●	●		●		●	●	●